

213
460

倭文麻環 二

倭文麻環卷之三

目次

讀龍造寺隆信碑并島津家久援軍紀事

島津久元開始金山并加藤清正斬朝鮮女

島原出陣

大玄公朝本家親臨萬機并淺野家臣傳

釋南的伴死掩棺

明治

41 8 19

內交

倭文麻環卷之三

讀龍造寺隆信碑并島津家久援軍紀事

里諺にいひ傳へけるは龍造寺隆信は極ての大漢にて其首級を擧るには八人の夫丸を用ひしとも又その首を 太守公の御實檢に備へ奉らんと肥後の高瀬川迄持來れるに頓に重くなりたちて敢て動きがたくありければ其邊なる願行寺てふに葬りしなど肥後人の今もいひ傳ふるは蓋し隆信が平生の驍勇を口號に稱へける兒女の談柄にや出ぬらん文化五年十月十四日國柱江門に参りなんとして此高瀬の驛に旅次せし時隆信の墓碑あるよしを里人ども事々しく申あへるゆゑ其碑を讀侍りけるが吾藩に傳へしとは事實稍齟齬しけるほどに辛うじて其碑を寫取り今又是を爰に書載せて吾藩の正史に照し見るものおのづから其訛謬を知らん事を希ふされど

其碑文歲月積り今は^{元缺}缺て讀み難きもの多かりき

肥後山下郡高瀬村願行寺龍造寺隆信墓碑銘

泰巖宗龍居士

嗚呼故西肥侯之墓也、公姓藤原、諱隆信、其先出自鎌足公、世々有顯位于朝、名秀清者爲吏、出衛西肥、仍世其職、文治中、秀清之孫秀家、以良家子封於西肥龍造寺、因氏龍造寺焉、其後稍大、至公始國於是、室町氏之叔世、天下大亂、群雄方興、狺狺磨牙、而紫塞之國、豐薩爲大、九國諸帥不之薩、則豐不朝、豐則薩、一彼一此、以勢傾奪、公勃然起自西肥、角堅銳、鼎立亂麻之中、公爲人勇而剛、仁能愛士、及其執抱鼓蒞軍門、一令則士氣踊躍、思効死、叱咤則三軍逡巡、不能進、於其身數十戰、鋒未嘗挫、屠城斬將、不可勝數矣、亡何蠶食二筑肥及後豐、自號五州太守、初公之伐吾肥也、會薩來救、曠日彌久、士疲兵頓、雌雄未決、有居間者、乃與薩和、約中分肥、割高瀬川以西

爲西肥、東爲薩、已而棄約、有森嶽之役、公少薩師、欲直蹂躪之、使急攻之、森嶽巖邑也、進則路不能并、數騎退則馬斃泥淖中、監軍勝一軒曰、彼負阻、我侵矢石、是吾自招死也、死而無功、將焉用之、伺間而動、見不可而止、軍之善謀也、不如固壘、乃止、公怪其不進、使行人精內問之、精內詐矯君命、激軍使曰、汝等何首鼠之甚也、今日之事、有進勿退、勝一軒嘆曰、進乎、是吾鵠身也、止乎、君謂吾怯、是君命吾死也、乃進、公亦進、矢石如雨至、斃者相屬乎塗、公猶奮傳於森嶽、公之將進也、使後軍改列、師徒亂、薩分其師爲二隊、一支前軍、一從間道、乘亂突其後、後軍敗、已萃于公軍、公軍大敗、公退閱其士、存者僅三十餘人、公嘆曰、余自結髮數十戰、未嘗厄、而今至斯、豈不命哉、乃下馬將自殺、薩師兵走來、而見公下馬曰、吾知公將軍、請奉將軍首、公瞋目叱之、薩師群辟易、卻走數十步、顧其人曰、天亡我哉、乃刎而死、於是薩人以公頭歸、已而薩侯使奉公元歸諸西肥、世子政家集群

臣議改葬、鍋島直茂前曰、臣子之於君父、孰不敬且愛、而委之於仇讐之手、恨孰甚焉、然臣事君久矣、從君大小數戰、所向無敵、所當必摧、而一旦卒然隕元於藁爾偏師、公之義烈、豈不切齒扼腕、怫然吞恨哉、今縱受而葬之、君之靈將不安于地下、不如佗日堂堂之軍、奉木主、發武關、逞志於薩、而後改葬焉、世子然其言、乃辭薩使、薩使復以公頭而南、過高瀨川、則篋重、奉者不能勝、薩使以爲初公之與我爭肥、割高瀨川以西爲西肥、南爲我、是以公之神不欲出其區域乎、復命於薩侯、廼使有司營窆窆之事、天正十二年三月二十四日、葬於高瀨驛願行寺、蓋其塋域偏狹、但建一片石耳、吾黨矢住匡由之先家村者、以善射寵公、從軍屢有功、因賜氏矢住、匡由篤厚之人也、以其先之故、慨公之塋域蕪壞堙滅、而殆類黎庶之墓、捐貲立碑、而謀誌銘於余、於是余誌公之所以起、與其所以敗、而銘焉、曰 天耶人耶、勇耶智耶、公之起、何其勃爾、其敗也、自敗之也、非數奇也、嗚呼

公有子、哀夫、不得永其社、而能保其社、有若鍋島侯、

北山處士黒木正方謹撰

矢住家村九世之孫矢住匡由謹建

抑昔時天正十年の頃肥後州八代の邊迄は本藩の御領分にて
吾君の武威盛なる事は朝日の彌榮昇るが如し近國の大小
名風を望みて麾下に屬し參らせける爰に肥後國高來郡有馬
城主有馬修理太夫鎮貴と申し、は有馬家の舊臣西丹外が當
時は馬家の日記には鎮貴を附信
り藤原の純友の後裔にて累世此地に封ぜられ深江鷺野千
々岩森山諫早等の諸壘を併せ領し日野郷の城におはしける
素より吾藩に好みを通し給ひ今は旗下に參候あれば 太守
公にも御親み厚く懇に管待給ふ然るに同國中佐賀城主龍造
寺山城守隆信といへる人本は微々しき體なりしかども近頃
隣國四方を伐從へ其勢ひ既に強大に成立ちければ動もすれ

ば鎮貴の領内を剽掠めて深江を始め五ヶ所の城主も皆隆信に降参してけり其上赤星某が二人の子を隆信方へ質人として遣はしたるを薩摩方へ志を通ずる事の奇怪さよと赤星の子息と幼女とを肥後と肥前の境なる竹の夜原といへる所に生磔イキマシに行ひける赤星某は是を聞て憤悶イキマシに堪へず齒を切り腸を断ちながら小は大に敵しがたく空しく怨を吞て物憂き月日を送りける鎮貴は元龜二年の夏養父の義純に後れられ既に十八歳といふに此等の慘毒ウジを聞きながら助け援んとするに又力の足ざるを歎きつゝ剩へ隆信已に大軍を催ほし有馬表へ襲ひ來るべきの企頼りなりと佐藤小二郎といへる者注進しければ 太守義久公に援兵を請奉り御許諾ありし程に今年天正十年壬子十一月十九日鎮貴より家臣本多右馬允島原肥前守を薩州鹿兒島へ遣はし迎船をまぬらせらる此方よ

りは川上上野介久信を兵將に命ぜられ徳淵を出帆して有馬へこそは推渡られけれ此時十一月の初旬鎮貴は隆信が千々岩城を攻屠り敵三百餘人男女奴婢數えらず生捕りつ同十一日には肥後の日比良城を陥いれ城主小森田某を斬て勢漸く振はんとせる由十二月五日鹿兒島へ告來り又翌年五月二十六日に又々使まぬらせられて去六日深江安德の兩城等も先非を改め歸参仕らんと訴候ひし間吾兵衆を彼地に入部させ召置たり然る處に深江の城主再び前約を變改し有馬の兵を拒み往來の路を断切候故安德の守兵等甚難儀に迫れり急ぎ御加勢を給れかしと使者を以て注進しければ 義久公聞召て御親征ミコサマあるべきに究り先新納刑部太輔忠堯川上左京亮忠堅以下を高來郡安德城へさし遣はさる安德城主并鎮貴の一族等大に悦び各酒肴を携へて海邊迄出迎へ是迄渡海の軍勞

隆信赤星が
質子を殺す



竹の夜原を
肥後植木街
道より右よ
あこまり



を謝せられき時に深江島原は隆信方にて晝夜緊しく用心しければ兩人以下も曠しく安徳一城を守り居たり 義久公は六月二日御出馬の御催兼ては究め置かれけれどもその後高來在陣の御方追々敵陣を攻破り連りに勝利を得る由聞えければ暫く御延引あり然る處に六月十三日新納忠堯深江の城を攻んとて戦死いたし川上忠堅も痛を被りて味方盡く安徳城に引籠り隆信がた彌逆威を振ふと聞えければ同年八月下旬 義久公の御舍弟日州佐土原の城主島津中務太輔家久を惣大將とし同國宮崎の地頭上井伊勢守覺兼を副將と定め給ひ有馬の地へと進發し肥後八代の地頭平田美濃守光宗をも我手勢數百人引具して是も有馬へ出陣あり明くれば天正十二年二月二十六日龍造寺隆信大軍を靡かして中佐賀を打て出て合志の城を侵し掠むるの由熊本宇土より羽檄を飛して

急を鹿兒島へ告たりければ三月九日 義久公御大將にて薩隅日の銳兵を引領し同十六日肥後佐敷に御到着あり此地に本營を居させらる同十九日御舍弟左衛門尉歳久祁答院より着陣あり翌二十日には兵庫頭忠平主八代より來謁し給ひ二十一日は求摩の領主相良四郎太郎忠房同弟長壽丸を伴ひ伺候あり今日中務太輔家久大將にて其子又七郎豊久川上上野介久信同三河守忠智其子左京亮忠堅平田左近將監歳宗同狩野介宗應同孫六宗位新納武藏守忠元同治部少輔久厚山田新助有信鎌田出雲守政近川田駿河守義朗高崎大炊介能廣奈良原安藝守延二階堂帶刀長重行鮫島又右衛門尉等を一手の主將とし有馬の如く發向す時に肥後の上津浦上總介栖本上野介志岐兵部太輔麟泉大矢野某等も又味方に參上あり又島津又四郎彰久島津圖書頭忠長平田美濃守光宗等も馳續て來會

し上原長門守尙近は彰久の陣に加はりて薩摩方の軍兵一千五百餘人都合其勢三千餘騎肥前の有江といへるに一夜の屯を張りて直に深江を過り急いで安徳城にぞ入りにける幾程もなく進で島原に出張し柵を振り營を結て使僧を敵城に遣はし申送られければ速に弓箭を弭て和睦の好をなし有馬家に降参し兩國水魚の交を致さるべき事長久の上策と覺ゆる也とぞ言せける隆信使者の趣を聞て大に怒り我をして有馬に降参せよとは言語を絶し奇怪さよと島津が救ひの小勢共只一揉に揉禿さんと頃は三月二十四日肥筑豊の甲兵六萬餘騎雲霞の如く前後左右に相擁へ旌旗山を蔽ひ鎗矛天に輝き坤軸も轟く計りに寄來る敵と味方の衆寡を譬ふれば九牛が一毛にも及ばず大海の一滴ともいひつべし隆信が競ひかれる形勢叢の小雀を鷲熊鷹の掬まんと飛駭るに異ならず然

ども大將家久は義を善道に守り籌を方寸に懐く良將たれば小勢を侮らず多勢を見て畏るゝ色なく兼て陣中に號令を出して申されけるは此度 太守公有馬氏の援兵として我を擡出て三軍の師命を司らしめ隆信が猛勢の先登を任せらるゝ事家の面目世の聞え時に取ての高名なり各心を一にして肥前の地に屍を曝して芳聲を千載に傳ふべし若生きんと欲して敵に後を見せ笑を他方に招かば薩州の耻辱ならんと申渡し又息の又七郎を近けて今度の合戦敵は目に餘る大勢也御方一人にて敵二十人を討取るべしと有馬氏に誓を約せり汝既に志學の齡を迎へ成人の徳を踐みつべし命を鴻毛より輕んじ敵陣に陥るをもて生涯の忠孝と存せよと教訓し薩摩勢の駕來し軍艦を盡く焼捨させ囊沙背水の圖を示されける程に一軍の將士是が爲に激昂し勇氣一入奮發て一人も生きて

歸らんとおもふ者こそなかりけれ特に息豊久は世に類ひなき容顔美麗なるのみならず智勇卓犖たる少年なれば真先に馬を躍らして殺進すれば相従ふ壯士共又七君打たすな我後れじと互に奨勵まして鬼神も挫く勢に乗じければ川上上野介相良四郎太郎平田美濃守等の偏き大將も之が爲に英氣を彌長して我先にと島原表に馳向ふ時に町田駿河守衆軍に向て申けるは今日味方の運氣を望み見るに殺氣天を衝て直に敵の大將を討取るべきの吉象あり各勇んで功名し給へ撃てやもの共進めや兵共と今朝辰の刻より午の刻迄息をも繼がせず攻戦ふ鬨の聲矢叫の音は百千の雷の一度に落懸るかと思はれ敵御方の太刀の刃鎗の鋒を交ゆる光は秋の電の雲間を泄るゝが如くなり薩肥兩雄龍虎の争ひ未だ何れと勝負も分かざるに森嶽より豫て相號の海螺を吹きければ時分は好

きぞと逆瀬川奉膳兵衛前田志摩守四元主税介以下百餘騎一陣の暴雨の尾花が末を偃すが如く一度に吐と喚て隆信が旗本に横鎗を入れ濱邊の様に突て出れば奉膳兵衛主税介は右より左縦ざま横ざまに衝通り爰にて撃死したりける同時に森嶽より有馬勢討て出たれば敵軍前後の敵を防ぎ兼ね右往左往に散亂せり隆信大の眼を見開き味方は大勢敵は小勢穢し返せと馬をあふりつゝ備を立直さんと身を揉んで下知するを圖書頭忠長透さず進んで手痛く突立つれば隆信再び隊伍を整ふる事能はず適々山の手より小返す敵をも鎌田政近二階堂重行餘すな泄すな只引包んで撃取れと采配を振て指揮すれば又一方より新納駿河守久永九郎左衛門一足も去らず蹈留り引組みく撃死を遂て敵陣に詰入れば上原彦五郎宮原越中守長谷場兵部少輔宗純竹内備前守はよき敵を討



豊久十五歳先陣を進んで
大に隆信勢と戦ふ



西丹外日記より島津
 中務有馬日野郷の
 城迄着陣有馬修理
 右丈晴信と軍議有りて
 森嶽に出張し従ひ敵頭を踏
 掛りて共旗本より貝を吹さる中
 一合戦を始むべしと晴信は
 下知有り森嶽の麓に鉄炮を先
 に備へ大勢のごとく見せ掛け薩摩勢
 の内少く濱のちの松原に伏せ晴信は森嶽
 に備へ三月廿四日未明隆信森嶽を攻来る
 その間二十五之間に成り鉄炮より合森嶽
 より相箇の貝を吹と戦を始め松
 原の薩摩勢突て出森嶽より
 横合に突懸り中務人救も相
 懸るに付敵陣乱れ立を安富



越中船三艘より鉄
 炮稠敷打掛るゆゑ
 隆信終に敗軍
 とある

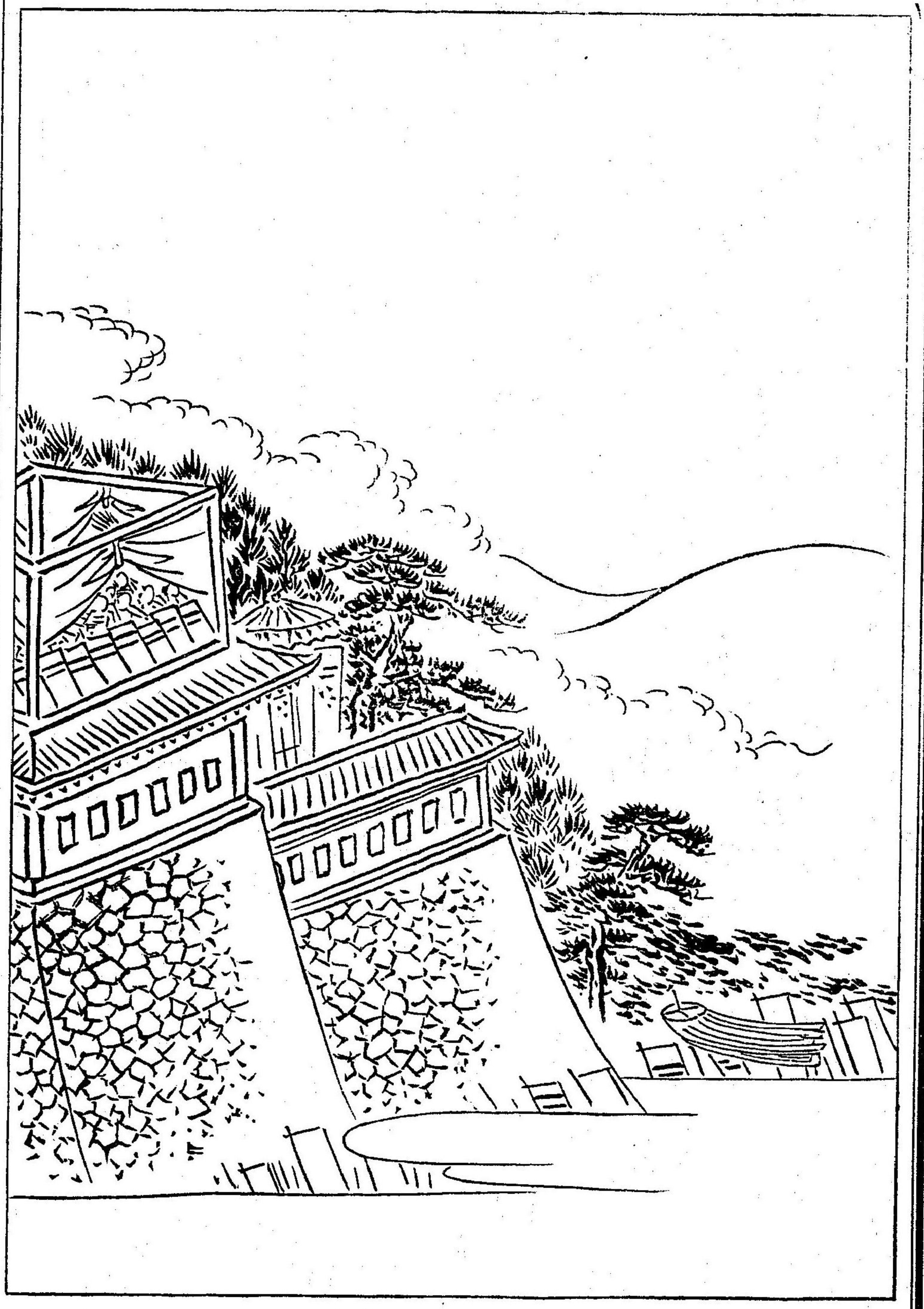


取て分捕す山田新助稻留新助上原長門守各勵まして相戦ふ今朝辰の一點より既に未の刻に及びけるさしもの隆信が六萬餘騎も薩州勢必死決めし盡日の血戦に撓まされ兵力憊泥み弓折れ矢盡きて肥前をさして敗北す大軍の崩立たる癖なれば大將隆信何地にありとも辨へず落行く味方を黒崎某大音あげ殿は此に御座するぞ急ぎ走來りて守護し奉れと馳廻りく下知をなす時に川上左京亮は敵軍の中に紛入り好敵もがたと伺ふ折節黒崎が呼はる聲を聞付けて掌の中の珊瑚の珠と小踊し殿は何所へましますやと尋ぬるふりして馳入れば近習の者共味方歟と心得て殿はそこへと申を隆信聞て何者ぞと立上らんとする所に走り込で鎗着るを築瀬兵右衛門萬膳仲兵衛尉出石五郎兵衛尉馳續いて隆信の首を打落す

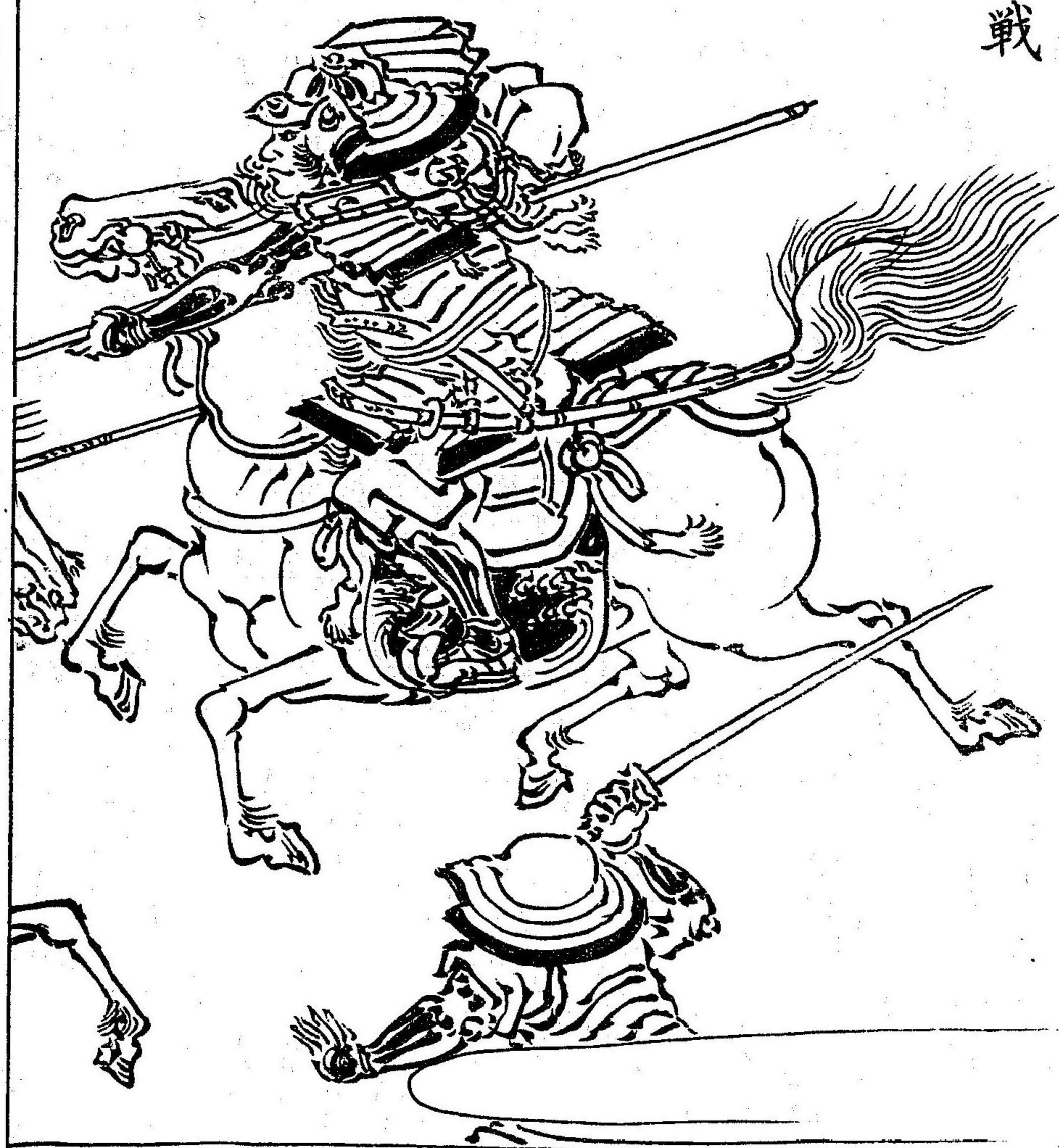
一説に左京隆信高聲に隆信愛陣にありと入り呼はるとあるを聞て堤左京隆に至り

信なる由を去る陣なり云一説に隆信は塵取に乘よと家は馳を廻り只今殿は御歸陣なり云皆々集り來りて御供せよと呼はるを廻り付し又森勝一軒は隆信が軍師として先陣に進みけるを曾木權之助重正是を討ち又七郎豊久も強敵一人を斬取らる於是彰久忠長久信光宗忠元有信政近義朗の諸將以下勝に乗じて肥前勢を尾撃最中に一人の武者太刀の鋒に首を貫ぬき家久の旗本に來りて是をみよ今日の勝利は吾にありと家久の妻手につと來り急に家久を刺んとす家久敏捷大將なれば弓手に向ひて躲閃と躍下り忽ち其武者を斬殺す是は隆信が部下の士に江利口正右衛門てふ有名の者なりけり又猿渡越中守信光は鍋島加賀守直茂が百騎計りに打ちなされ引退くを付込て追討す此時二男猿渡與次郎享年二十二歳戦死す此日討取首數三千餘級御方には上原勘解由左衛門尉蓑田直左衛門尉貴島刑部左衛門賴辰島津が臣稻留左京森讚岐守稻留内

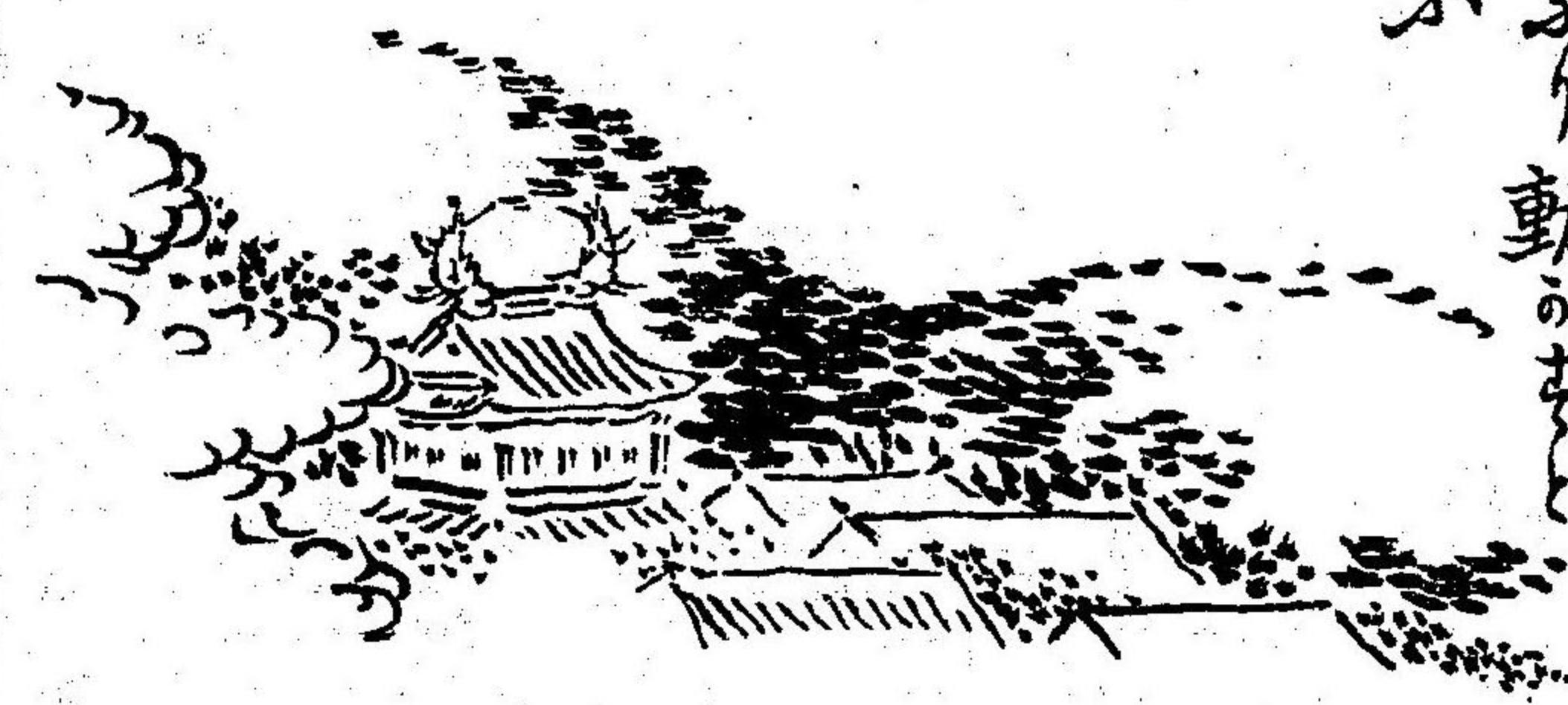
記長濱右衛門等討死す扱義久公は肥後佐敷に御在陣なれば
 同二十六日諸將凱歌を島原に執行ひ隆信が首を佐敷に獻じ
 て公の御實檢に備へ奉る 忠平主歳久主各御前に蹲踞し給
 へば 公牀几に御して合掌觀念し給ひ御實檢の式終て後隆
 信の首は肥後の高瀬にぞ贈り歸されける 一説に八代高木に
 懸られたり とは梟首せし墓誌にも事か審ならず此高瀬に葬らるるとみえたるは正説
 とすべし 四日は符 今日 公は八代に至り平田光宗が旅舎に御次あり
 て四月十九日に本藩へぞ御歸陣ましくける然るに有馬神
 代城未だ降服せざる程に四月朔日伊集院忠棟上井覺兼鎌田
 政廣白濱周防守重政を有馬に遣はされ同七日諸將神代に入
 着し種子島左近太夫久時兵船三十餘艘を浮べて神代に來會
 す同九日川上三河守忠智伊地知伯耆守重秀森山に行きて有
 馬鎮貴に告げまぬらせ深江安德島原三重の諸城を守衛しぬ



島原合戦



佐敷御陣の實見
備へんと隆信の首を八
人まで擔ひ行ける。肥後
の高瀬川よりいづり首
俄に重くあり動さず
いひつたふ



同二十二日に有馬鎮貴悉く其舊領を復さる又鎮貴の請に因
て同五月三日島原の兩壘に島津薩摩守義虎種子島左近將監
久時川上左近將監久朗吉田清存を以て鎮衛に居らしめ給ひ
同十三年二月有馬鎮貴自ら鹿兒島へ參府し於御内 義久公
へ謁見あり種々の獻品美盡し善盡せり其中にかはんと申蕃
國の雨衣あり是吾藩にて始て合羽てふもの、始也とぞ聞え
ける抑有馬鎮貴は 公の援軍に賴て讎敵龍造寺を滅亡させ
て他日の宿憤一時に散ずるのみならず先祖重代の本領を安
堵せられしかば國中の上下萬民薩州の大恩山より高く海よ
りも深し子々孫々に至るとも此大徳何を以てか報謝せん
と感歎せざるはなかりけり西丹外日記に川上左京隆信が首討
捕て高聲に名乗ければ敵は是を聞き途方に暮れて力を落し
敗北す御方には勝鬨を揚げ勇み掛つて一人も残らず討取る

べき由致下知三江田比良村といへる所迄の間手負せし雑兵
幾千萬といふ數をえらず其時晴信家久に向ひ肥前國殘らず
攻取り申べしと申されしを家久尤には候得共今朝よりの合
戦に諸勢つかれたるのみならず討死手負大分の事にて剩へ
心變せし五人のもの其外小身なる者共にも數多有之よし先
此者共を討捕られ可然也大敵を小敵にて長追いたし自然返
し合せ働きたらんには味方疲れて候得ば心元なくおもはれ
候年來心に掛けられたる敵の大將を打捕られ御本望無此上
候跡の事共心元なく候へば先是迄と止られき

島津久元開始金山并加藤清正斬朝鮮女

國老下野守久元は聞ゆる美丈夫にして殊に經濟の才さへ備
はり時の人義者なりと稱ふ然るに伊集院忠眞に適れし姫君
は大阪に人質としまし、後久元奉護して歸藩の節船中

路次かの判官義經が建禮門院に疑はれし如く不道の汚名を
被られける程に時の人義者も腰から下には義なしと謗りし
とかや此故に姫君も久元に嫁せられ御下と稱せり扱中納
言卿の御時天下淹く兵革のあまりにて多年の餉糧軍實に數
萬を弊し且參内の盛事東邸の造立彼是引續の支用倍屯て假
貸の銀料二萬貫目に及びけりかくては國本立ちかね百姓等
生を聊し難からんとて御憂に思召れしを川上因幡守久國が
賢く構て數年ならずして假貸一もなく完償されけり然ども
每隔年千里の山河を跋渉して東藩に會覲なし給はんにはそ
の費貲るべからず年を歴るにしたがひ國貨虚耗して給を饒
商に仰がむは必到の勢なりと久元に命ぜられて金山を始て
苗鑛を取出すの利を開きしかば是にて生財の道稍備はりけ
りかくて 寛陽侯久元を疑はせられ 御目通遠慮たりしを

北郷佐渡守久加てふ老臣あり 侯に其罪にあらざる由を白して久元が功勞を擧られ嫌疑の旨漸く解て今は上蒸の汚名も消えてけりされば上下共に恐れ慎むべきは色欲の一にぞありけるむかし新田義貞朝臣はさしもの智勇兼備の名大將にてありしかども勾當の内侍に訣を惜みて大事の機を失されしかば閔閔勤王の功徒しく北越に敗死して千載の下に愛着の瑕瑾を遺されたりまかるに室氏の外一生の間他犯なきは古今ひとり楠中將のみと申事も世の豪傑大度の人ほど元氣満溢て慾事尤甚しきものなるに楠公の素行才徳ありて女色の一を絶たれしは凡庸の己が容を頼み淫情を戒むるより却て難きわざにしあれば稱美してかくは申給ふとぞ夫れ保元建久の禍亂は 白河帝孫婦璋子を鍾愛し給ふに始まり美福門院の長舌晨を司るに至れり漢唐の楊貴西施之を馬嵬に

埋め之を西江に沈むいにしへより國家の板蕩は女色より出でざるものなし近頃尾藤良佐が靜寄餘筆を讀侍りしに曰新田足利風雲際會皆因先世餘烈而振起者也新田有將之才而無將之略足利有霸之心而無霸之圖皇綱解紐屯膏久矣元弘帝赫怒震之暴露數年雲霧始披天下復仰日月之光惜乎廟謨不嘉闕茸得志由是海內洶洶焉民無安息之心足利氏者觀其變將修鎌倉之業然主非其人群下亦皆桀驁帥之無術僭逆苟安又曰夫以新田材略而不能勝足利者則時勢乃使之然也已雖然是豈新田得無罪焉乎方足利氏之西竄殲之海隅奚翅振枯而已哉適可俾逆徒無遺育者唯此時爲然而溺乎媚媢淫于宴安以遷延時日夫承命忘家將之職也况身都兵柄專任討逆宜泄泄乃爾乎哉越之爲蛇焚々之爲炎々夫然後乃欲以累卵拒泰山之壓求塚之戰雖勇矣一匹夫之爲耳大將何事於此且夫赤松之乞降也老賊何足

倚賴、豈若乘勢而急擊之乎、既失機會、又陷彼之阱中、古人云、昧濟蹇之術者、貽後時之悔、新田之謂乎、時去勢困、遂墮命北地、可勝嘆哉、余恒偉其閨門忠烈、有足維持名教者、而語及賜姬事、未嘗不爲之太息焉、嘗聞加藤清正在朝鮮、獲一宮女、絕色、置之陣後、人皆以爲必以獻之殿下、問清正、清正曰、妖物既亡朝鮮、又可移禍我國耶、遂殺之軍前、使衆視之、此雖頗忍、亦一快事、或曰、此女乃朝鮮王愛妾、明人爲來請、返之、清正曰、此亡國之妖、猶欲得之乎、縛女樹枝、槍刺殺之、明人震駭去、未知孰爲眞說、夫差非暗弱君、亦非有幽厲之暴、而其至亡國者、西施之力寔多、色之溺人、可畏哉、若宋太宗射殺太祖之美人於花下、其事雖過甚、亦開國之始、萬機所緣、是不得已也、至於仁宗聽諫、即日出愛姬、則眞是明君、克己復禮、其廟號仁、誠無愧也、清正天資剛決、朝鮮の一美人を殺す、慘刻に似たりといへども、主將の法は己を正して人を正す、況や戰陣に臨みて色

を愛すべからざるは勇なり、夫れ大臣は君心の非を格すものなり、媚を殿下に求めて禍を我國に移すべからざるは忠なり、清正忠勇一時に冠たり、稚童といへども稱道して、今に衰へず、其人に過たるもの、又從て知ぬべし、此に由て之を觀れば、久元柳下惠の操守なくして、婦人と同行瓜田の猜疑を免ざる、惡ぞ其罪なしといふべけんや、然りといへども、今を以てこれを按に、天下の事古今道異に、俗亦同じからず、是治亂の形勢自然の理趣なり、是を以て其國に當り、其事に關るもの、當世の務に達し、人情の趣を察するをもて、專要とす、彼の經生武人は、只術者となして、一を執て、二に通ずること、能はず、自ら散官閑職に任して、柄を握り、路に當るに足らずとす、古者道藝あるものは、官を授け罷むれば、復農とす、故に字において、田力を男とし、農を勤め糧を蓄る者は、賞して復位をたまふ、是農は國の本にして

清正の部下の
美人を秀吉公
に獻じ給へとい
ふを明人の目前まで
美人を殺す



加藤清正朝鮮にて
愛妾を生捕しを王
その絶色を慕ひ送
り帰さん事を清正
は清ひ明人共迎ひよ
す



國の本は百穀の繁殖にあるゆゑなり然るに農業は力を盡し形を役して且其租税を上入する無上の豊年といへども百姓の獲るところ十分の一に過ぎず農は日に下り勞して益なく竟に農を遁れて商に入り商を出て士に擧げられ士より以上爵秩の昇進に従ひ其祿を世にして家を起し門を大にするもの年々歳々に増加せしかば食ふ者多く耕す者少きの必勢に成立てその舊家遺族の衰微零落せる者名は士以上の班に在りといへども其實は今日の急を救ふ事能はず況や異日變に處せんをや抑南蠻和蘭の俗は商を以て士農工の上に居るが如き中國夷狄の差別といへども太平漸く久しく亂臣賊子の上を犯し長を凌ぐの不逞ある事無うして唯憂ふる處は衣食住の間金帛の用最急とす嘗て是を聞けり尾紀加藩等の俗其士以下半ば商賣を本として其全家擧つて産物器財を作り營

み之を四方に致して生計とし一文一錢も他方へ出さずして我封内に入るをもて功利とす故に尾藩の俗西清の器を偽贋るものを貴びて賢才發明とし偽物を工夫し巧製異ならざるは左計の腐生とす是をの入る事を専として出す事を戒め以て財を生ずるの術なり南海四國の地近年砂糖を製まく欲するが如き乃ち復其同轍なり蓋太平日久しく人欲日に峻しく衣食住の三又日に驕り高ぶり遊觀酒色一として金銀を費し産業をやぶるの近徑に非ざるものなく人間世中の營又是にふらざるはなし賀藩の如き衣服行商其邸館に入る事を禁ず况や他所の帛繒を金もて買ふをや只産物を交易するを許すといふも金銀を他へ出さざるの手段なりとかや蓋金銀は私に鑄ること能はず上下共に之を通ふに必ず入るものより出すもの多し而して之を費すもの日に出して日に察せざれば

譬ば老の將に至らんするを知らざるが如し夫れ少壯の日を恃みて花は何も盛のものとおもふに既散謝て一年の中に青葉と落葉の枝みるは多く人間の青年は僅の隙に行過て頓て老の姿に衰へ果つまたも中年に足らずして夭札するもあり金銀は多しとおもふ中は花の盛なるが如し日に消ひ月に減て人の壯より老に逼るに似たり尾藩の俗に限るにはあらざれども人々其地に器物貨財を生えたて、金一錢にても國中の金を他邦へ出さず他方の金をして我封内に入らしむるの法制は所謂これを生ずるものは衆く之を用るものは寡きの大道なるべし西州の如き東の方京師都門を距る事數百里縑帛羅綾縑曝の産物悉く闕けて多く他より買ひ求む其費巨萬を累ねむ事を恐れて久元久通始めて金山を開て財用を達す其功固より偉なり或人曰久元 公室の匱乏を憂へ金鑛を始め

て飯に作るに至ては巨萬の物力損乏せしなるべし物力さへあらば誰も成得べし後世その物力を闕くが故に其才を盡し難しと豈夫然らんや其人にあらざれば道行はれず久元命を受けしより夙に夜に心力を盡して堅巖を碎き僅に寸金を得て遂に其實効ある者豈一旦の力ならんや後の利を掌る者は其權筆吏佐官に在りて筆吏佐官必ず皆己を利するに專にして公に利ならず意氣揚々とし閭里を過ぎり苞苴其門に出行し富忽ち千戸侯を致す世の千萬人相譏りて曰權は筆吏佐官に移りて其頭目官は藁人にひこし夫れ公器は人に假すべからず况や筆吏佐官をや明君上に在して其徳下に行はれざるは唯利官の可否に因れり天下を掌に運らすを以て齊梁の君に説くもの其實は民を害ふものなり久元が如く夙に夜に心力を盡さざれば今日の急を救ひて他時澄濟の日終に得べか

らずこれ恐るべきの甚しき也

肥前島原出陣

寛永十四年冬肥前高來郡島原の郷民等名を天主教に假りて
亂を作し島原城に楯籠り近國の騷動大方ならず江戸在府の
諸大名より島原へ切支丹ども籠城爲仕よし御座候間一方の
攻口被仰付度と取りく願書差上られし此時 光久公御在
府にて島原の一揆共成敗被仰付候様との御内意被仰出し
かば辭令左もこそ有るべし尤の御願と當時評判宜かりしこ
かや扱隣國の諸侯をして天草の賊追討せらるべしとて 光久
公にも急ぎ御下向可被遊に究りければ江邸エノヤの御長屋中喧擾
たちて壯士の者どもは我こそ島原に先登して他國人に薩州
勢の手並の程を見せんずものをと日々に勇み驕りけるさる
を市來惣兵衛と申者一人は默然として何たる論も申さず

公既に御發駕にて惣兵衛も御供し島原近く御船参りたりし
時惣兵衛何れも此節島原城への御合戦先登に進まるべき御
談合於江戸承り居たり然ども其節迄は落着致されざる事の
候て御同意とも申さざりき今に於ては各御人數に加へられ
給はるべし隨分先登の働可仕覺悟と申ける頓て御船島原城
下を御過被遊し時 公黒葛原某へ八刃の御鐵炮持參仕候様
被仰付差上候得ば二筒程島原の城へ御放し候時其彈丸城の
堀に當り候となり然れば爰より城迄いか程と申間數も大抵
推量えられぬ時に黒葛原某進み出で申上しは御暇を被下候
はゞ先手に相働申度との願なり然ども御許しなくやはり御
側に必至と御供仕り首尾能御國元へ罷下り申事御奉公との
御意あり然る處に 上使松平伊豆守信綱より御國許にて
中納言様御病氣御危篤オカシの由に候間早々御下國候ひて御保養

可被成との上意を演られ無程御下國被遊候扱また御國より島津下野久元三原左衛門重庸兩人を島原表へ御使者として差向らる重庸は伊集院の地頭を領せし程に追ひく伊集院衆島原へ出陣すべしと觸たりしかば早雄の壯者小躍して勇み喜び既に出發て伊集院路に打臨み街樹の下枝共を抜打ちに切折などし天草の百姓原が頸刎くれむずよと力足踏て只驕に驕りければその荒元氣目醒しく制しかねてぞ見得にける出水米津より船出して肥後の沖にいたれば東地に雷の震ふが如く殷々と鳴音頻なり船中の壯士舟子に向て轟く響は何の聲ぞと問ふ舟子ども櫓押しくおろかにも仰候もの哉あれこそ島原城の鐵炮石火矢の音に候よ御身達はあの下に的になりて立たるものをと申ける乃三隅の海門に漕出して舟子ども最早各も構へて用心めされかし鐵炮の斜竄

など來る事の候と言ければ誰着初むるともなく冑取り出しく頭にかぶり俄に冑得出さぬは船屋形に這入りなどしつ今迄高談せし聲もひつそりと止みしとなり進む事疾き者は退くこと速なるの習にて平生の時に戰場の功ばなしを疊の上の軍學者と云島原出陣の者共始は勇にして後に怯き今日の事はに類する者多し公黒葛原が前鋒を制し給ひ市來某が卒に先登に與せざりしなど持重の遠慮といふべき也寛永十五年正月島原陣御加勢軍衆賦に惣勢五千七百十四人内三千三百六十人を一番立として二百八十一人鹿兒島士二千九百五十六人外城衆中百二十三人御兵具衆又二番立外城衆中二千三百五十四人并一所持家來同年二月重て御加勢人數七百三十六人内百六十六人鹿兒島士六百二十人外城衆中と見得たり或曰當時は諸郷士も速に出陣も出來しゆゑ伊集院郷



島原一揆は伊集院衆中へ出陣被仰付一の道樹の松を伐り杉堤丘と突嶺一島原までよく振舞んと勢ひゆるし血争の勇は驕る



士などが勇み驕りけん今の兵農分ち難き體ならば最初より
三隅海門の形勢ならんと物語られき

大立公朝於大家且親臨萬機并淺野家臣傳

太宰純紫芝園漫筆曰 憲廟視朝常晚元祿中 薩摩侯綱貴入
朝日出造朝近午 憲廟未出視朝 薩摩侯請見執政曰綱貴入
朝今日謁見上早造朝而上未見臣得非憚煩乎臣請辭執政曰然
近日上視朝比昔時少晚而君早造朝宜其以爲淹雖然君但須焉
上今日視朝 薩摩侯曰臣等駐留都下期年今日不得見上尙有
佗日不可以臣等故煩上因請辭遂起將出執政固留之薩摩侯乃
復座執政以告 憲廟遂出視朝以 憲廟之威嚴也當時諸侯猶
有倔強如此者謹按純去當時未遠故記得斯事實抑吾 公英邁
德量不憚 憲廟之威嚴忼慨吐露直言仍得使大家速出而視朝
於斯一事亦可以知公固悅道理而不爲外物所奪之賢也主將三

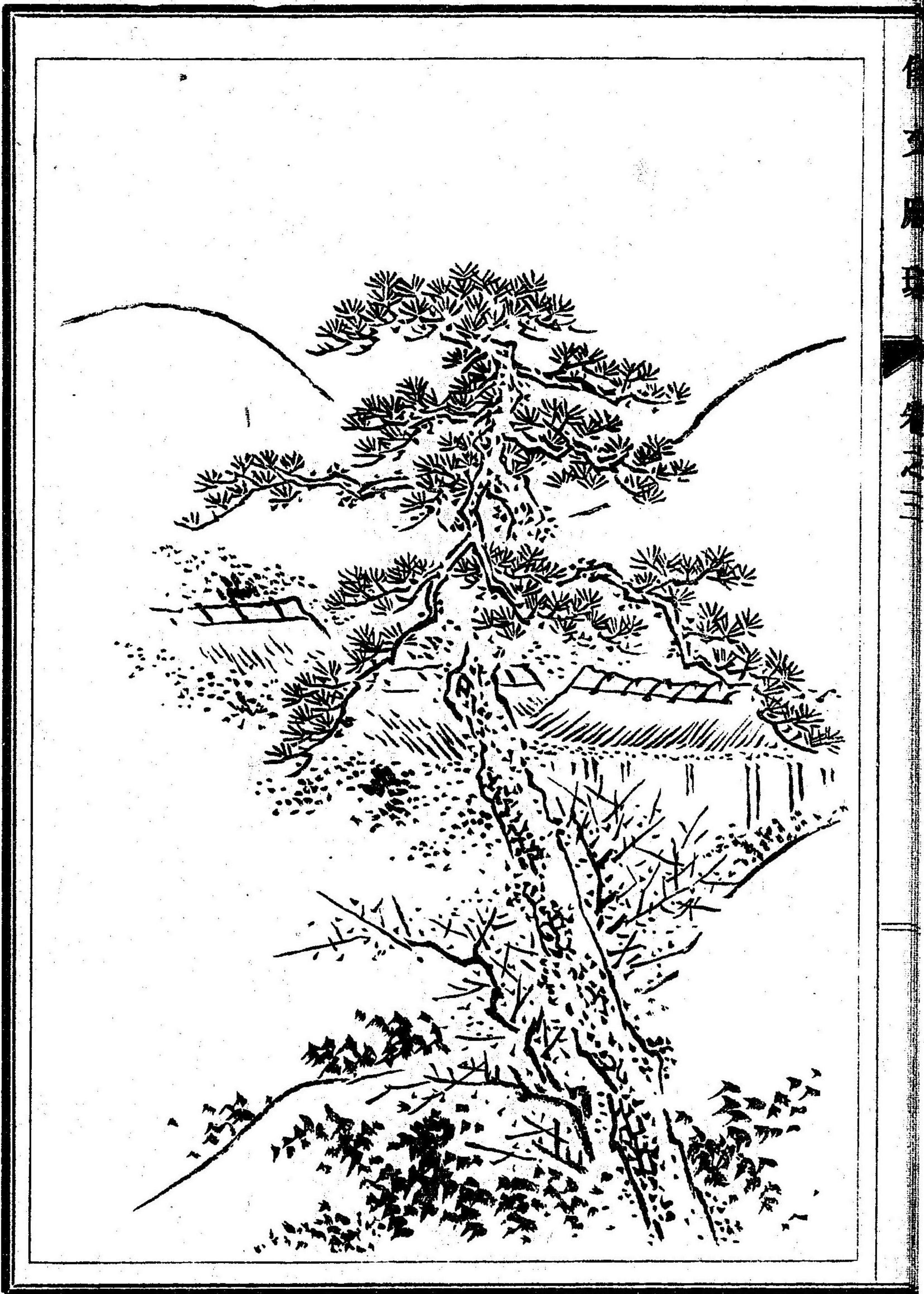
鑑曰

島津綱貴は近代の良主なり且今の侯伯悉く國初の新家たり
封建の大名と稱すべきは唯 島津氏のみと於戲 公仁にし
て且つ勇其政一日萬機親臨し之を思ふて得ざれば食を忘れ
己を虚にして赤心を民に推し給ひ國俗敦樸府庫充實を致せ
り嘗て聞之 大立公の御時播磨に盤溪和尚とて名高き大徳
の侍りて遠近の僧俗仰慕したり 侯一日經過て盤溪を見給
ひ禪説の要旨は如何か是一言以て終身の覺悟にはなすべき
ぞと問せ給ふ盤溪答て申上げるは大藏經の數言も攝取すべ
きは唯煩惱を去て無欲に如くものはなく煩惱を去り無欲に
なるは此身を捨るの境界になる外はなき事に候と申けり
侯扱は佛法の要言如此なるに止まるべきや人欲を止めて天
理を存せよとは儒者の常譚なり然ども欲てふものも人心に

生れ付たれば是も天理の外ならず人間欲なくんば士以下の
産業を勤め身命を作す事なかるべし唯善惡の堺を踏分て私
意に陥らず禮義を失はざるを士以上の徳といふ命を捨る杯
は武門の覺悟にて珍しからずとて其後は相見給ふ事もな
りしとぞ此侯は御力飽まで逞ましう座在極めて鎗の技好み
給ひし大なる槌鎗竹竿の如く自由に弄せられ入身など衝せ
給ふに入り逼り侍る時うんとばかり反り手元を抑へ給へば
入身の者こらへず押落され押倒されけるこ申傳ふかくして
御仁愛のこゝろすぐれ給へり藩に大辟の者ある日は金城を
避て輒も常盤谷の別館に出座つゝ朝膳をも聞し召さず憂傷
がらせ給へり故に四方心を歸し奉り諸臣庶も寅畏て各愆な
からんやうに職を承持ける又 公何事も御親から朝政を聽
し召れ晝夜御心を勞らせ給ひしかば或日 公常盤谷に出臨

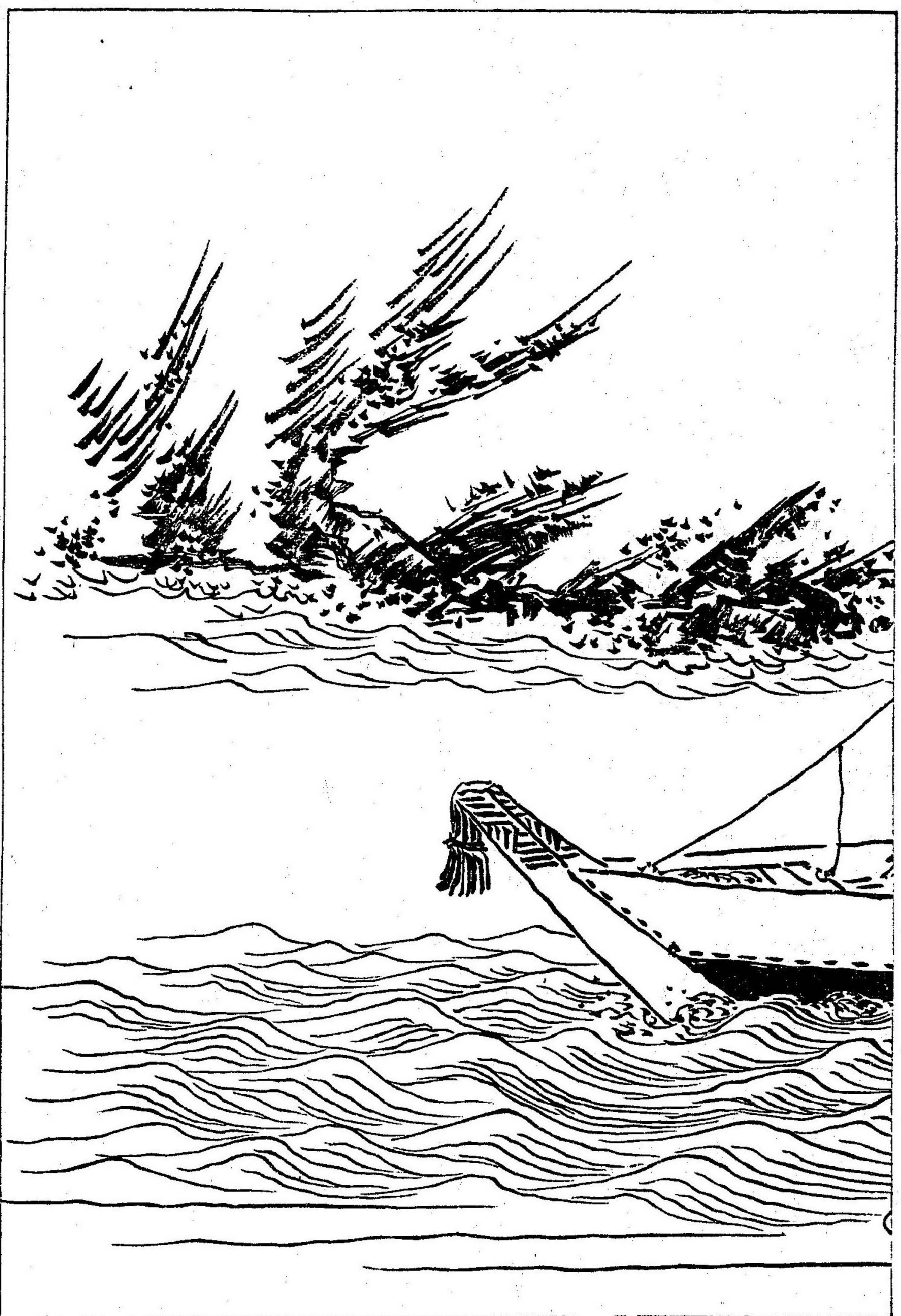
常盤谷舊名
は枯木迫大
玄公御離亭
を建らま今
名を改らる





在りて御一宿被遊あすは朝政聽しめすべければとて御急ぎ
給へる時有川設樂之助御側に候ひて申上げるは御前には日
夕惕若て御用の事何篇御親から遊され候得ば御心氣もさぞ
憊れ給ふらんこ恐れ罷在事に候あはれ十事の御仕置の中小
事七は執政へ委ねられ大事三を 上聽被召度奉存候由願ひ
けるを 公夫れ程の事知らざるにはあらざれど政の善悪は
主君一人の心に在り執政の知る事にあらず又執政も吾より
賢のみあらばこそ委ねもしつべけれ若や執政一人行届かさ
る事あらば千萬人の迷惑を掛ん歟と憂念ふこそ却て心を痛
ましめて心氣を勞からすの本なれ汝が孫の五郎にも定めて
親分のものをも頼むべし其親分には正直律義にして氣遣な
しと思ふものこそ頼み可申夫れにても孫は何の氣遣を不存
哉と御意被遊扱我は三國の主人と生れ三國の父母なれば三

伊集院街道にて驕立一島の
ども三隅の海門に船乗出島
原城鉄炮石火矢の音に驚き
俄に胃をとり出—或ハ船屋
形に遠入息をも得せざ黙し
居る



傳文麻理 卷之三
國中の人を思ふは汝が孫一人おもふとは大なる氣遣といふべし夫れほど七十萬石を我食國と治するは祖先の遺澤莫大無邊の事也扱七十萬石の預り主となり其取扱悪ければ千萬人平均ならず預り主の事何とかおもふべき文祿中細川幽齋豊太閤の命を受けて田租を量りし時大名は田祿多く持ちたるを貴しとすとて奇嚻の間地なく竿を入れたれば他邦の五十萬石其實八百萬石を有つと同日の談ならず況や西藩東邸糧を千里の遠きにいたすのみならず離亭別莊産を析ち制を同うし子弟男女聚り食ふ者其冗費幾千金を測らず剩へ大家巨室に分地を別封且は魂殿に施入し公室の食地歳々に減じ大平日を追ふに従ひ府庫空虚して以て兵を足らばし士を富ます事叶ふべからず因て有司等に仰せて七十萬石と思ふべからず常に四十萬石の大名と比肩して二十萬石の支度をい

たすべし諸人身分と家祿と抗衡ずして物する程に果は困窮して進退なりがたきに至る皆その分量を揆らざるの過なり昔 龍伯公は天下擾亂の砌ながら十萬石の御藏入を以て軍役を進退なさしめ給ひしとぞ有司等儉素を尙び奢靡を禁めて民をして忠淳平均の情を失はざるを專要とすべし民心忠淳平均ならざれば政綱密なりといへども富めるものは益々富み貧しき者は愈々貧しく此より姦譎の風を扇ぎなして上の貨財を窃み私の利を射る者絶ゆる事なく上下實を露はさず當座の理を演て久遠の計に疎く終に治定の日あるべからずとて何事も親から政事に心を用ひ給しかば府庫の財なども洋溢て東叡山根本中堂の助役に巨萬の費弊おはせしかとも同じ山中に山王社まで別に創建しまねらせ給ひ猶物の數にはあらざりしとぞ

聞老誌

元祿十四年 大立院殿と申奉りし御代江戸芝の藩邸延焼に
 遇給ひ高輪邸に御座て十二月十五日芝邸落成してけふは御
 移徙もあるべき朝毎の良辰なれば 殿様大家へ御登城あら
 んとて田町まで御行列にて出給ひしに遙か向より火車装束
 ながら鎗長刀の血にまみれたるを提備立して出で来るもの
 あり 殿様御供の左右して前に走らせ光景聞せ給ひければ
 大高源吾と稱て我々は故淺野内匠頭が家來の者共にて候大
 石内藏介を始四十人餘昨夜故主の仇家吉良上野介殿を夜討
 し上野介首を擧て即今泉岳寺故主の墓參仕るにて候少しも
 御公儀を犯し奉る所存無御座候とて路側に折敷きける此
 時御行列は毎のごとく田町より左に取り赤埴橋を打通らせ
 御登城ありけるが其後大石が徒夜仇家を襲ひし始終の物語

して何くれ申上し折去る朝御屋敷も仕合と仰られしかば何
 故にて候と坐まに問ひまねらせけるに殿様さればこそ昔の通
 り上杉家に縁組してありなんには上杉より父の敵共に候加
 勢せばしなしくれよと理なく頼み越さん時はかの四十人餘を
 一人も通さるべき歎と仰られしとぞ束按なに當朝御登城の事餘覺
 りは御屋敷前を通りせしを御屋敷よ當時淺野家の舊臣どもが敵
 討とて事々敷は申さざりし後々に色々の議論出來して可否
 とも様々いひ立書籍なども書著はし第一近松勘六が忠臣藏
 の院本より世人専らに稱美しけるとぞ又或人いひけらく上
 野介を討取しは當夜のまだ宵にてぞありける側に仕へし婢
 の後に語りけるはその夜主人寢所に就かなんとて淨水じゆみづに立
 たれし處に毎の如く燈秉ともして廁かみの口に扣へ居しに何かしらず
 廁の中に物音す心得ず戸を開き見れば主人は早く刺殺され

大高源吾と名乗り
御先手は断りやま

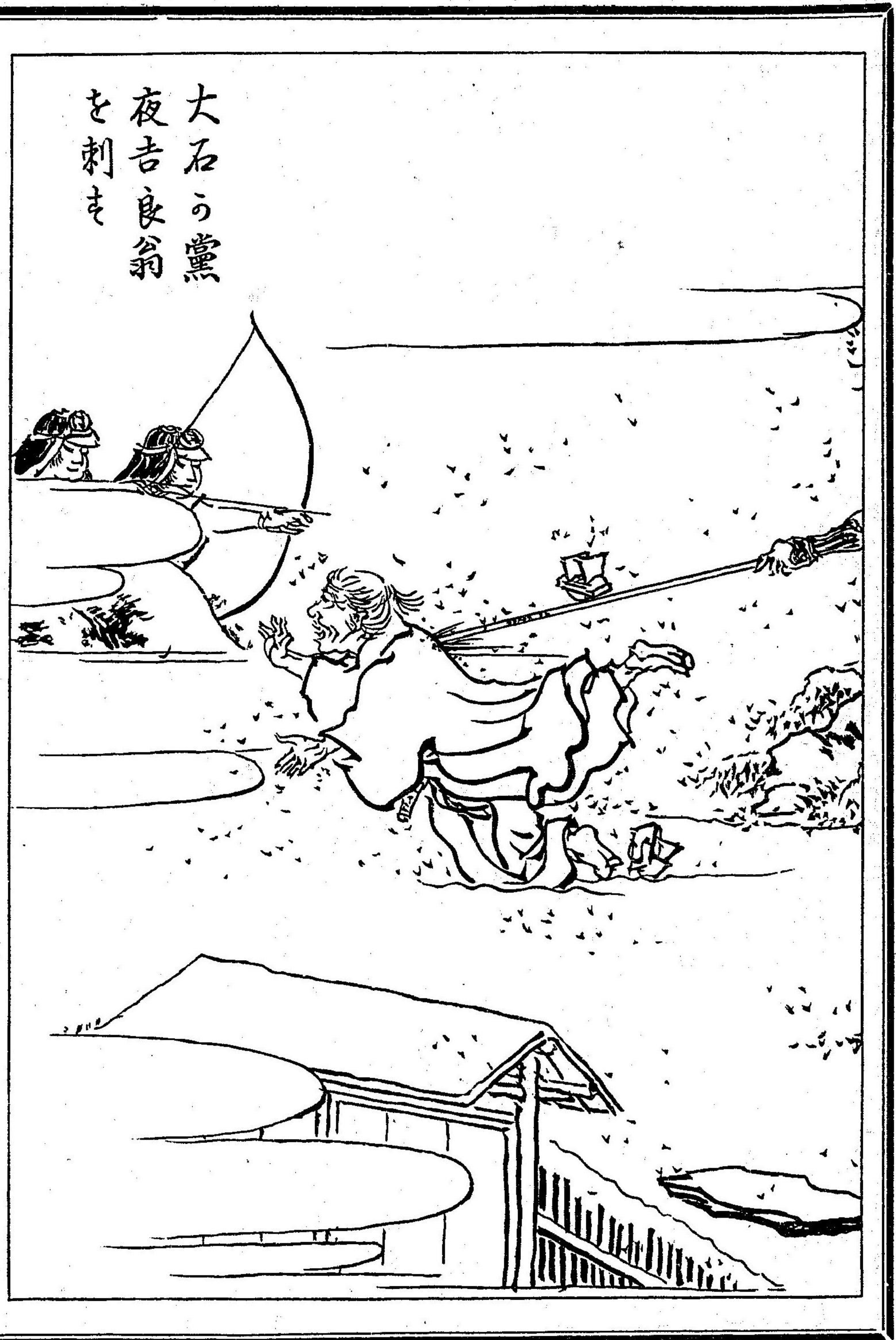


浅野家旧臣等十二月
十五日の味爽泉岳
寺は詣でんとし遥
は御行列を見て田町
街道は折敷



頭打落して見えざりけりこはいかにと人々に告て立騒ぐ兎角するうちに大勢はや邸中に込入りて女童は只逃隠れしかや又舊臣共が夜討の救火装は都て大石が故里備前にて作りける夫れ故世間には露しる者あらざりし又京師の人良雄山科に隠遁して在りし時の事共語りし中に山崎敬義が門に入て良雄學問せし事を語りこの敬義は閻齋と別號すはじめ天台の僧となりしが佛法半ば方便説なることを知りてより十八歳左右の時闢異論てふ書を作り我僧房に残し直に寺を避けいて還俗し夫れより儒學して諸の學派を吟味するに程朱の説にしかざるを見付はじめて程朱の學派を尊信し古注を捨て新注を釋り我國朱子學を開明せしは皆閻齋の功也後に國學を崇信し皇朝の典故を推し究む會津中將正之侯閻齋を徵て國學を聞給ひ國中大に治る又朱子社倉法を起して

救荒の備を設くまた閻齋訓導の力也正之侯は 大猷公の顧命を奉じて 家綱公を輔佐し天下の重任を預らる其人たるを知るべし後に土津靈社と申閻齋を垂加靈社といふ共に本朝の古禮に順はれし諱號なり然るに大石良雄伴りて狂人となり山崎の門に入りて講釋の席に雜り一座も缺かず來會す門人ども良雄は淺野家來にて家老職を勤めし者なるが舊主の短慮にてその城地さへ沒收せられ其遺臣としては苦に寢塊を枕とすべきに花街柳巷に魂を褫はれ放逸游惰の體たらく武士の木切とは見えざるなりかゝる腰拔けの講筵に立ち交る事學派を穢すなり皆々惡み立て一日良雄又來れるを君辱らるゝ時は臣死すといふの章句を引出して様々良雄に詮議を掛けるに良雄何とも思はず何とも言ず人々の顔をぎたと見詰居たるのみ也人々跡にて只物笑となしけるが其後良



大石の黨
夜吉良翁
を刺す

大石内藏が始メ山崎の門に入て構敷を聞て後闇夜の内蔵みぐ豫譲の心得あきを悪君辱めらるる時ハ臣死すの章を村論一熊と内蔵みを詰る



山崎闇夜書を京師に講ぎ堂上方を始として聽聞人群集す

○朱子語類
○知吾者春秋
必也正名乎

○六国史

○五經四書
○非謙倉用粟
○且學抱兵關



雄が黨四十七人仇家を襲て乃て囚となりしよし京師に聞えける其時門人共我等人を知る事能はず良雄は事を成すこと能はざる者と見悔りて講席にて莠言を吐し事の悔しさと皆悔みけるとぞ此事東武に傳りける時物語せしその人内藏介が都へ贈りし手帖及堀部安兵衛が母への紀念の文どもを示しける程に摹寫し置けるを左に載せぬ

家來左六幸七差登せ候間一筆致啓上候甚寒御座候得共各様彌御堅固可被成御座珍重奉存候其元御城主被仰付珍重の御事御座候前々の通無相違寺社領も被遣候事哉無御心元存候

一私在京の内は何角と不得心候て以書狀も不得御意無音罷成候兼て御聞及も可被成候十月始京都出足無異儀父子共下着仕事候今日迄一段と兩人共無病罷在候

誠佛神の御加護難有喜悅仕事御座候在京之内從公義も拙者へ附人有之一足も踏出し候儀不成候旨慥なる筋より聞出候などとして岡本粕屋等彼是申候得共不慥儀承申事に不存若左様の儀も候はゞ其節の了簡可有之と其手たてもいたし罷立候處に道中御關所無滯少しも心懸の儀無之下着仕候申談の爲め鎌倉へ立寄五六日滯留夫より川崎近所平間村と申所へ在宅申其後石町へ借宅いたし父子十内斧右衛門清介瀬左衛門金助半之丞三村次郎右衛門家來三人にて罷在孫左衛門爲助は平間村に残し置候同志の者共糺町にて四軒湊町源助町石町本庄に二軒都合十軒餘に五十人餘借宅申候方角により浪人共追々下着拙者共罷下候沙汰色々有之候御老中にも御存知の筈に候得共何の御いろ

ひも無之打破り候上者各別其通り被成置候事と被察候亡君之爲忠死を感心の道理か何の滞り少しも無之致安堵候折々上野介殿他行を承り晝夜心をくだき途中心懸候得共不仕合候て出合不申居屋敷にも二三度かんじやを入れ見分申候處無滞依之近々打込申事候乍此上首尾好く兼ての本望を達し候儀願居候最早間も有之間敷其節の趣追て御聞及可有之候其許へも歸り居申者多く御座候佐々小左衛門父子無恙可有之候上方にて岡本次郎左衛門粕谷勘左衛門小山源五左衛門進藤源四郎仕方不及是非人外の事共品々様々の事共申も御はづかしく存候奥野將監河村傳兵衛存之外之儀共に候唯今に至り候ては空之助源左衛門惣左衛門了簡増に存ずる事に候當地へ下り候ても中田理平

次中村治左衛門鈴田重八家來瀬尾權左衛門矢野爲助爰許勝手には田中貞四郎小山田庄左衛門立退申候古今めづらしからざる事に候得共是迄罷下候處右之通驚申候孫左衛門儀山科において達て差留候得共却て腹立申候罷下候事急に罷成立去候當然拙者之外聞と申死後迄も人口喜悅に無之處無是非次第に候右之品々申入事にも無之候得共書附候此度暇遣候家來兩人事爰元無人相宿も多く候晝夜骨ををしまず勤めくれ過分不便に存ずる事に候急なる事可在候と存じいとま遣候拙者存命二つも有之候はゞ此の兩人事は何方へ成りとも無心申安座申様に仕遣し度程に存候役にも可立者にて候若相應之思召も御座候節は此者共之儀御言葉被添可被下頼存候此度申合候者共四十八人

にて箇様に志を合せ申儀は冷光院殿此上の御外聞と存ずる事に候死後爲御見分口上書一通上置候間寫をも何も忠臣之者共に候間御ゑかふも被成可下被遣被候其場にて生殘候者共定て引出され御尋御仕置も可被仰付勿論其段人々覺悟之事に候可被御心易候尙様子御聞被成度候はゞ京寺井立溪方へ御尋可被成様子能存し罷在事に候將又拙者妻事存寄候て京より離別仕り縁者方に返申候悴娘儀如何様罷成候共其迄之事に候併爰元に罷越て承候得ば次男吉之進事出家に成り何方にか遣候由不存寄事に候以後萬々一無別儀世間に罷在候様子に候はゞ吉之進事一度武名の家を起し候様に仕度事に候得共少しは心底に懸け候此儀も存し間敷事にも候得共人情ぼんぶの拙者に候得ば御

はづかしきことに候去りながら一事の邪魔に罷成候様なる所存にて毛頭無御座候御氣遣被下間敷候良雪様去年以來の御ものがたり失念不仕日々存し出し此度當然の覺悟に罷成忝き次第に御座候日外御心易き各様ゆゑ別して御殘多く御暇乞旁如此御座候死人に口なし死後色々の批判とりと可有之と察存候智貞御坊にも同前に申度候遠林寺神宮寺若し尊御座候はゞ宜敷御心得可被下候恐惶謹言

十二月十三日

大石内藏介

惠光様

良雪様

神護寺様

参る

書置指上申一紙

此度親父様御供仕り亡主のかたき吉良上野介どの屋敷へ討込申候さぶらひの道かやうなる時分人におとり申候なんかれて御察しあそばし候とほりわたくしにおいてはこのろよくこれなき仕合故心差サの面々一所に一命をなげうち申候不慮なる御ゑんを以て此年月數々の御厚恩を蒙り奉り御恩報じ申事も無御座御先立申さん一生の残念不過之奉存候これ共に前生の御縁御恩をうけ申御約束かと今更ぞんじあきらめなかく口上にては御恩のほども申あはしがたく如此文五郎方へ申送り参らせおきし事おまへさまの御一生の御世話とのみぞんじ参らせ候まゝ親父様への御こゝろざしにとかく御面倒頼上参らせ文五郎事も

いかやうにも身の方付いたし申候は疎略にはいたし申間敷存じ文五郎方へも頼置参らせ候めり益様へも此書面の趣御つたへ遊ばしよく御申上頼参らせ候親父様御石塔旁の通り私事もいかやう共宜しく遊ばし可被下候御先立参らせ候まゝ日來の御恩には文五郎仕合のよろしく御まへさまの一日にても御心よき御顔色奉見候様にいのり申迄にて御座候數々の御高恩とかく筆にも及びがたく難有是のみ存じ詰め亡命にて御座候堀内源左衛門どの佐藤條右衛門など文五郎事仕る事は如才もこれなき様に頼置参らせ候まゝ私と思召一入おとづれもあそばし可被下候又々委敷も書とりせめては筆にて成りとも御恩の御禮申置度存参らせ候得共何とやらむ心ざしもくどく跡先の様

に罷成参らせ候て心底の程書取がたく誠そりやくの
やうに乍存一生の御暇乞迄に如此にて御座候かしく

十一月十四日

堀部やすびやうゑ

去ん上

母君御人様

原惣右衛門が母の置文

過し別れの折から返すく母のあると思ふべからず
と申て候得ば又立歸り玉ふこと孝に似たる不孝にて
我先だち死してもものゝふは耻ある事を知らしめ候是
も只子を愛するの道にもあらん歎と女心の一筋に思
ひ究めてかく成り果るもの也

十一月六日

母より

原惣右衛門どの

覺

一此度の御相談此上も無之實は私も至て悦申候然ば相
手へ萬一も洩れ候ては大いなる害になり申候此故は
兼て御了簡可被成候古人も此論有之大切にとかれ候
事

一 夜廻り刻限宵より夜半迄は少々の事にて目立不申候
九ッ八ッ七ッ二時計が心追付可申候時節にて可有御座候其
節目立不申様に御心掛御尤に存候七ッはもはや人の歩
行有之明け候ても其内も本庄邊は人通りすくなくは
てにて幾重共御了簡可被成候事

一 物うりの事など宵夜半過よりはこゑを立申候事相應
不相應可有之存候御心附可有之候哉の事

一 卜市屋敷邊迄御迫り候事堅く御無用に存候辻番屹度

見咎め可申候殊に屋敷迄参候はゞ目立可申候是は兩人衆へ此段可被仰談候兩人衆心を被付候外は無之様と可存候事

一本庄は場末にて辻番ままり無之所さまぐの諸浪人衆多く入込まざる所のよしに候然ども夜廻りかさなり候て不計はやく物など御出合おとし候儀も萬一可有之哉其節の心付兼て有之随分遠うよりのき候様いたし度候此程迄御心附可被成候萬一申分も有之勝負がましき事口論など出来なば破りの本になり夜廻り心付無之方まはり可申候右一昨日御相談の趣其元にて幾重とも御了簡に過申さぬ御勸と存候然ばのこぎりくずも存じ寄りたる分は申筈と存じ書附懸御目候猶更此上御遠慮いかほども可有御座候

一其元より罷歸り此方富森中村兩人御相談の趣意語り申候別して御尤なる御心付にて感じ可申候櫻田長尾屋敷邊先頃より折々不絶夜中晝も相廻被申候此歳此邊は同志衆中六七人も可有之間申合不絶長尾屋敷を廻りト市往來心掛可申と猶更申合候昨晚も相廻り被申候爲御心得此方の事書付懸御目候猶更思召寄せ色々次第に可被仰聞候以上

壬八月七日

田口一眞

長江長左衛門様

倉橋十左衛門様

玖敷市右衛門様

勝田新右衛門様

横川勘平様

右半切紙

起請文前書

一冷光院様御爲に讎敵吉良上野介同左兵衛可討取志有之侍申合候處及此節大臆病の者候て變散仕候族は撰捨唯今申合必死相究る面々者 御靈魂可被遊御照覽御事

一上野屋敷へ押込候働の儀功の淺深不可有之上野父子の印揚候儀警固一通の者も可爲同前然ば組合働役好事申間敷候尤先後の年不可存衆議一味致合體如何様の働役に相當候共少しも難澁有之間敷候事

一一味申合存寄被申出候處を含み自分の意趣を申妨申破候儀有之間敷候いすれにても理の當然に可申合候並兼て不快の心底有之仁たりといふ共働の節互に助

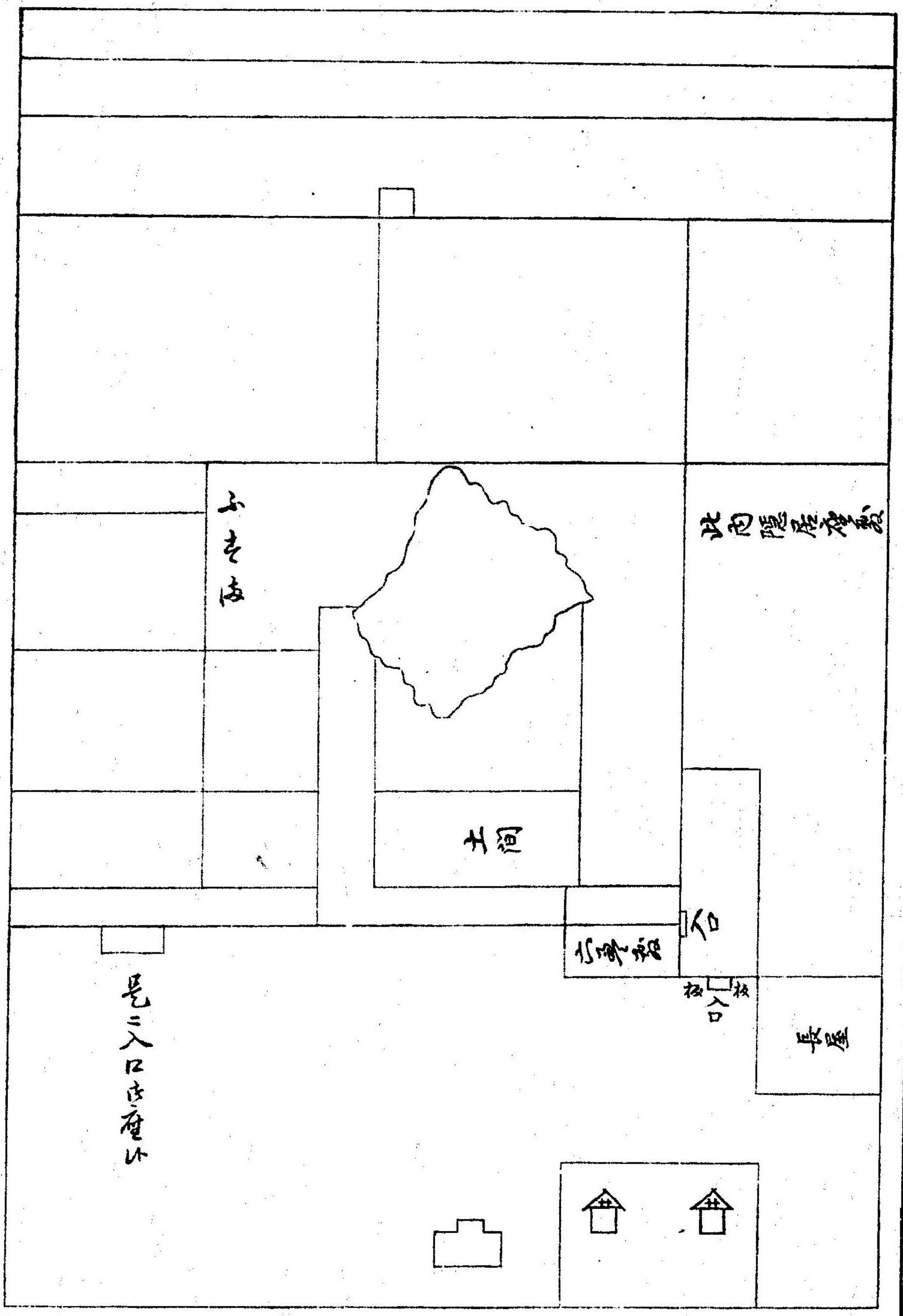
合急を見繼勝利の全所を專に可相働事

一上野介父子十分に討取候共銘々一命可遁覺悟無之上は一同に申合候てちりくゝに罷成間敷候手負者有之候共互に助合其場へ集可申事

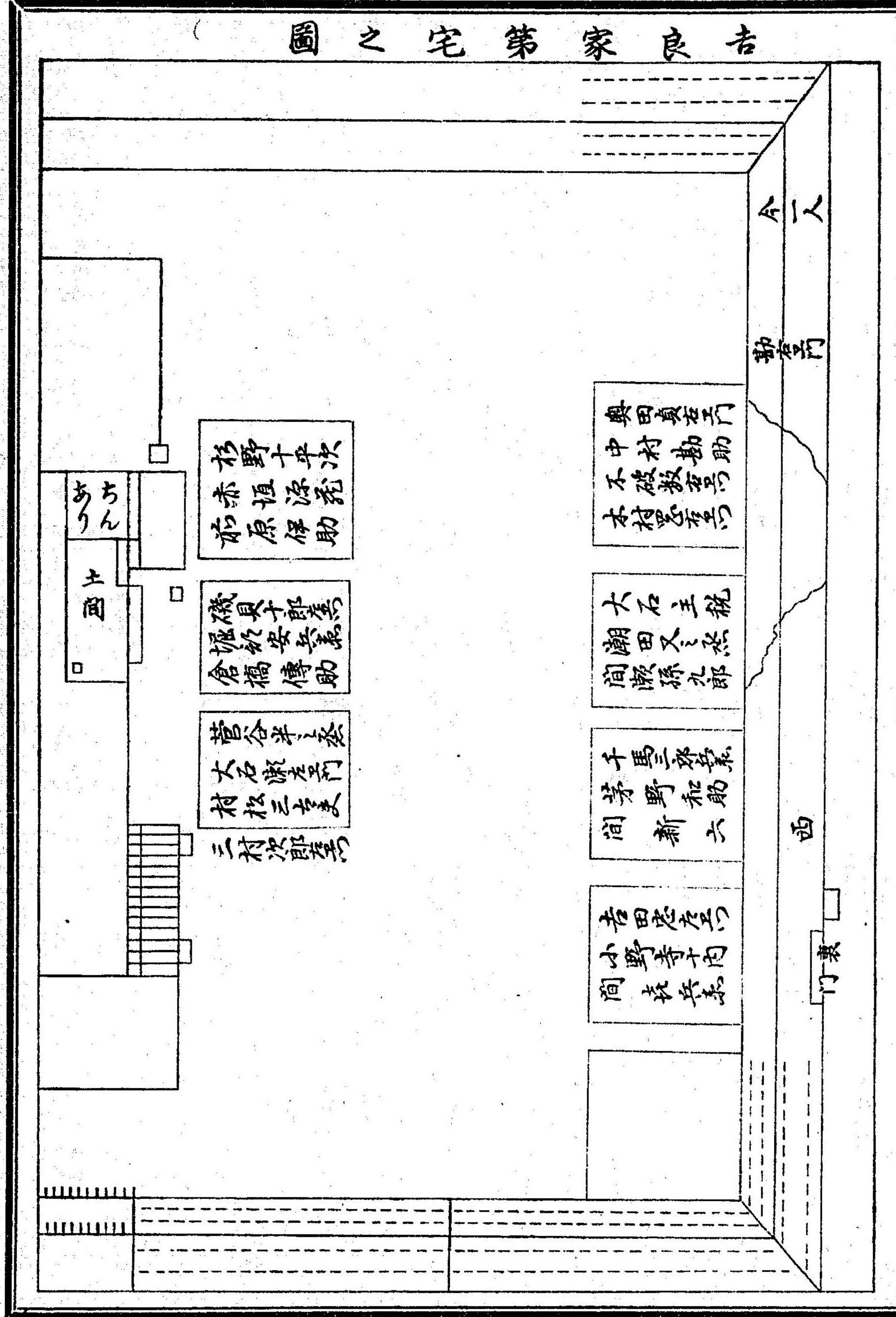
右四ヶ條相違の時此大事成就不可仕可爲凶瑞然ば相背候者は此度退散の大臆病者可爲同前事

右於相背者神文

按に義臣傳に十一月朔日大石良雄仇家第宅の圖を堀部が劔術の友より得てとあるは即次の圖にして扨夜討の晩追手搦手表門裏門を打破り攻め入て聲を發したる杯いふは文の飾りなり四十七人吉良の第中へ乘入り人數を排り隊伍を分て後に其屋内に殺進たるなり義臣傳にいふが如く初より東西の門を打破らば吉良の家來共いかに大睡すとも或は起合せ



吉良家第宅之圖



或は逃散のみならず四隣の第よりも其音に驚き落合て狼藉ものよと呼はり立てば遂に浪戦と成立四十七人いかに猛くふるまふとも讎を討泄さんこと必定ならん此その四十人餘先邸中に間入り内より其門戸を扃て後に人數を配りし事圖のごとくなること察るべしすべて大石が徒義に勇めるは固より論なしといへども主人の短慮を知りながら始を慎むの疎にして國削らるゝに至るは其臣として罪なき事を得べけんや幸に四十七人先君の志を繼ぐといふをもて名を青史に照し稚童といへども稱道して衰へず夫れ四十七人江門都會稠人廣衆の中其黨盟を塞き心を變ずるもの多しといへども仇家をして其機密を去らしめざるは良雄が熟計持重の致す所そもく神明の冥助あるに似たり是その稱すべきの第一と云ふべきや今按るに山崎闇齋は天和二年九月十六日歿し

たれば大石良雄が闇齋に學問せしはその以前にてさて良雄浪人と成りてのち闇齋門人の講席に出會せしを昔の學友ども良雄吾黨の學問は何の爲にせしや主人の志を繼ぐべき義氣もなき無頼めと惡みしなるべしさらば元祿中闇齋の三弟をしてその家塾を受繼ぎしは淺見綱齋なれば今もその時體を推はかりて記し侍りぬ又良雄囚となりて細川侯の第に死を賜へる時槿花一朝雖爲榮思郷斷腸不待夕と題しておもひ入り身はむさしの、夕露の残るこゝろは淺の下艸と詠じけるよし見えたり是にて文學ありし人たるは去られぬ因てこゝに贅注せり

釋南的伴死掩棺

深草の元政ほふしは死れたり我身ながらも哀れなりけりとみづから爐邊の柱に書置してけるを近所の者ども扱は元政

南的和尚獲生



は死れしにやあはれなりと弔ひしかば元政はまた實には死
ざれども最早よき臨終の時分とおもひたちて如此と物語し
ぬとかや吾藩南的和尚は荒田村能覺寺の住僧なり陸羽が茶
徳を慕ひ茶湯の道に塵寰を遯れ六十定劫を過ぎし頃寂滅爲
樂の境を悟道せしにや死期に先だち伴りて入滅の相を示し
たればその法類或は門前ものなど寄集ひて送葬の營かたの
ごとくし既に棺の蓋を掩ふて奠茶鎖龕の際に臨み南的年頃
日ごろ召使ひし僕の他行し居て歸寺せる者あり和尚は他行
あとに遷化せられ只今送葬の場と聞て其僕地に伏し天に仰
ぎつゝ嗚咽て哭泣みけるは吾他行へ出發までは死給ふべき
氣色もなく恙なく早く歸ること懇に詞をかはされしを今を
限りの永き別れとは更に夢現わき難し是迄親とも頼みし主
の僧に暇乞せずしては死手の山路をひとり争かて行せま

しせめて今一度棺を開て遇はせて給はれと歎きける聚りし
僧俗いらざる事也都て妄相の碍なるべしと固に止むれども
僕敢て聽入れず手づから棺の蓋を押開れば南的和尚立のび
上り自分實にはまだ死ざりつれども浮世にふつと厭離ぬれ
ば故と死せる爲して黙りせしなり僕が悲泣の聲を聞き兼て
の實情をおもひ出せば面倒なれど又生出たよと大笑し棺の
中より躍り出たりける程に今迄取聚り居ける僧俗男女是を
見て大に懼れ惑ひさあ幽靈になつて御座たといふ程こそあ
れ眞うつぶしに伏るもあり聲を立て逃出すもあり南的磨き
てさな畏れぞ我に違ひなしと頓て經衫など免すて、本の僧
に成りてければ僕は又悦び泣にぞ泣たりける扱南的申ける
は死だまねして扱れる迄は辛うじて堪忍もまっつ行水湯の熱
しを頭より灌がれしには殆喚出したり以後行水湯は加減す

べしと申けるとぞ其後元祿十二年七月十四日に實の遷化し
荒田村の町中に葬りて法名を誓光南的首座と號し今に其墓
現在せり

倭文麻環卷之三終

倭文麻環卷之四

目次

- 伊集院俊雄進講附阿姉相良氏潔居
- 平田大休坊入火定
- 竹内助市斫天狗翮
- 山崎三右衛門鑿狐穴
- 魑魅魍魎話
- 風俗一新總是君恩

倭文麻環卷之四

伊集院俊雄進講并阿姉相良氏潔居

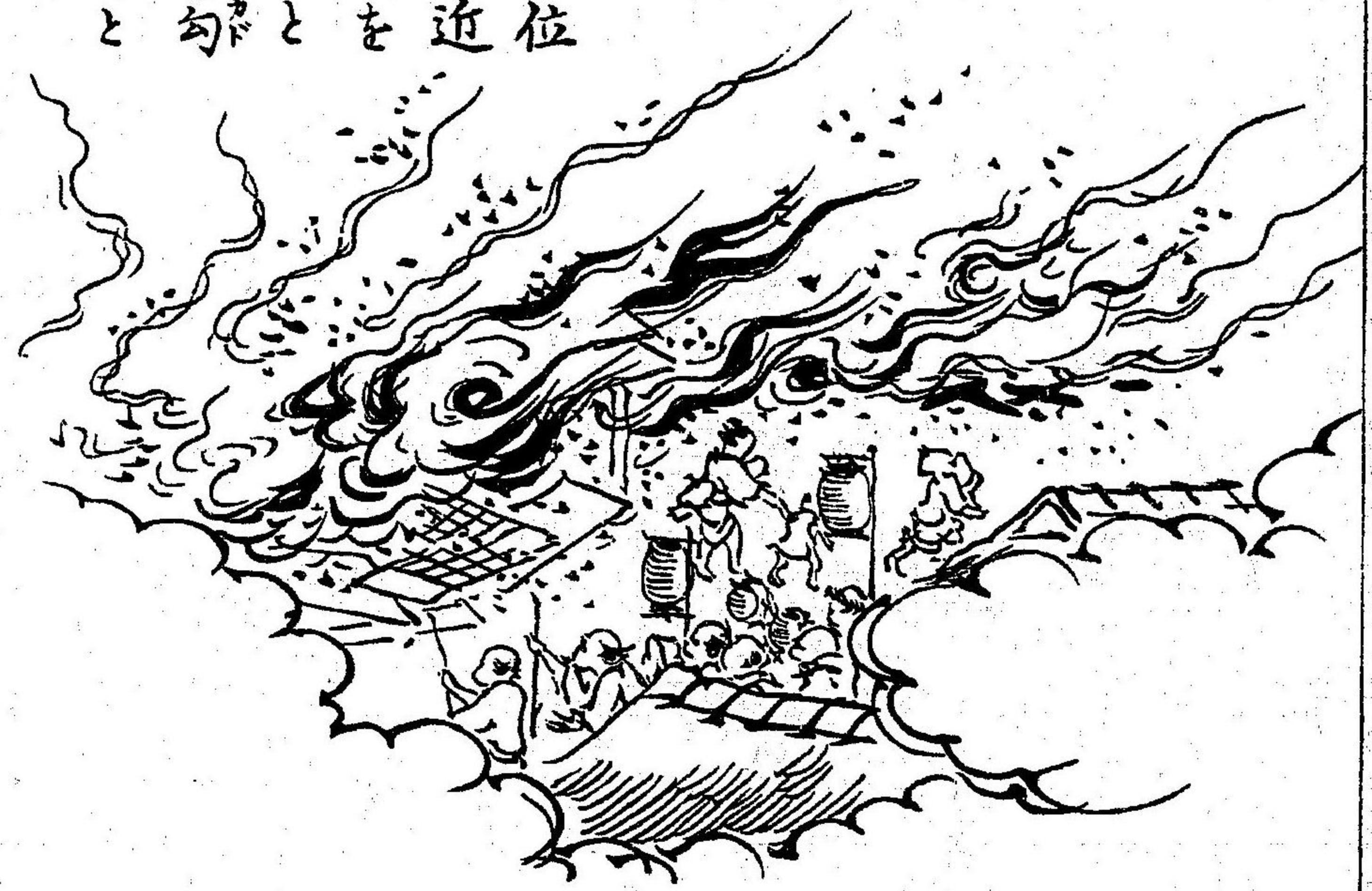
伊集院俊雄は俗稱仁左衛門其幼時家極て貧し自ら春ツルき耕カキし其親を養ひて薪水の勞を竭ツクし艱難辛苦の中に成人り書を讀んで大義を通ぜり人たる儀表忠直始め郡奉行となり百姓を卹ウレみ意を農圃ノウボに注ツクて頗る治績あり遂に擧られて 慈徳公の輔サヘ傳ツクとなり匡順キヤウジュンする所甚多し嘗て浪華守邸を歴て掌務官テウボクワンにいたり始め 侯の命にて大學の講釋を申上げし其時分まで明德など申は天子の德行を天下に明アキラと照させ朝日の輝くやうに天子を難有がり奉るといふ古義の意なりしにやさて至善に止まると云は何なる譯歟と御問あり俊雄對へて申上げるは惣じて書物とて何ぞやかましき事にて無御座候至善は至て結構なる事にて先御國主なれば御國主の結構なるほどほ

どに應じ御身持を被遊日月雨露の御惠みいつも間違へぬやうに國民へ徧く行きわたりて治め給ふは則明德至善の事に候又我々敷ものは夫れだけの勤向身持を大切に仕候て分限を過さず上下に向ひ陰日當なく相辛苦候が善にて御座候勿論惡をせぬ者を善と申候さて人の身の上に至惡と申にてはなく候得共何か申分これあるは至れる善とは申難し御身たる御身としては就中諸人の手本におはしまし候程に明德と申す御身持を諸人難有がり下々迷惑仕る者無之様に御心を配らせらるゝを明德を明にし至善に止まると申事にて候然ども箇様に申上候私が直に左様の事罷成身にて無御座箇様なる譯も人よりをしへられ漸く承り置候と申上られしかば 候左もあるべしされば大學の一章此至善の意味にて大體去れたりとの仰なり此俊雄の姉は相良某に偶して年十九

歳の時夫の相良某東武の勤成にて身罷りぬ姉の歳まだ廿にも足らず剩へ子なき身なれば改葬せまく勧めけるを姉固く辭てむかしより婦人は貞節の一をこそ操とはすなれ我はまた一子もなければ再嫁せじとて理に背くにはあらねども吾は我本心より再嫁の志なしとてみづから緑の眞髪を剃り下し十九歳と云に尼となり俊雄に寄寓にて潔居しける年古稀の齡迄存へ在しにひととせ近所の新屋しきに火起りて夥しく延燎ける尼はみづはくむ體にて門に立出て錦囊を手についでいづ地へか避さんとせし折しも門前を賊の通りかゝり尼の錦囊を見てこはよき得物御座んなれと尼に向て欺けるはかゝる大火に年寄の怪我ばし仕出し給はんいざさせ給へと引負てぞ立出けるとある暗がりに至り尼の錦囊を掠め取り披き見てければ香の煙に煤にすゝけし故位牌のみ入りたれ



老尼相良氏亡夫の位
 牌を錦の袋に納て近
 火を避んと立出るを
 賊囊を見て宝物と
 思ひ老尼を闇處くらに
 引行囊を奪えんと
 す



ば賊も憫れて打捨けり即亡夫の位牌にてぞありける後に賊はとられて罪なはれしなり又或人此老尼に申けるは尼御前は稀古の齡を過つ剩へ笙の窟の聖ともいふべく廿にたらぬ年よりの寡居なれば今は淫欲の氣は根から絶られしならんと戯れけるに尼聞て勿體なきこといふ人哉畜生はいざしらず人間の性を受し身の戀の情絶て一日も生きて居るべきかはそなたの手の指を只今切て試られぬ血が出まじきやは指より血の垂るゝうちは戀は忘れられぬものをと眞顔にて申けるとかや

平田大休坊入火定

宋史忠義傳潭城中有尹穀者先舉進士第知衡州是時在圍中知城且陷將不免爲積薪扃戶朝服望闕拜已取歷官告身焚之即縱火自焚鄰家救之火熾不可救但望見烈燄中穀正冠端笏危坐如

平時州守蒞聞之曰尹務實先我就義眞男子也尾藤氏曰就義者世多有之在烈燄中如平時者則實萬中之一又扶桑隱逸傳曰東聖者不言姓字無知何鄉人也以其住乎東方號曰東聖而已獨居山中常掩一庵屏絕賓侶曾無所蓄亦無佛無經况其餘乎一日自知將死便入深山積柴自焚作和歌題燧笥記其閣維數日之後偶有入山人始見之云贊曰甚矣東聖之沒跡也沒其姓名沒其鄉里沒其形影賸沒其死於戲如東聖者鬼神不能伺視焉
吾藩平田大休坊は山伏にて慈眼公に仕へまぬらせ殉死の盟約申上置ければ寛永十五年二月二十三日公御逝去遊ばされ同月二十八日一の假閣を架て四に積薪を周し自ら其中に入りつ火を縦て之を焚く鎌田某是を聞き訣別せんと走つゝきたるに徐に佛鈴振て咳嗽する事三度烈燄方に熾なり蓋し大休坊口を火燄に壅がれて言語を通ずる事能はざるべし

平田大休坊
火定不入之
殉死也



抑在火燄中手振金鈴其音錚々聞火外者視之尹穀東聖之二人
自焚死則其從容自若火定三昧底之氣象皆一時の談也時に大
休坊五十八歳清僧にして今子孫なし大休坊兼ていへらく吾
は沙門たり身に刀劔を刺すべからず因て火定に入れりとぞ
今寺山某が門前
其址といへり

竹内助市斫天狗鬮

助市は寛陽院様御代の庖丁人たり當時豎野佐藤小路の隅
は樹木森々たる大森にて白晝さへものすごき所なりき助市
島津某の看病に毎夕夜起して丑三に歸りける一夜佐藤小路
の森の下を過れる黑暗にて物の色は見分ねども助市が頂の
上を二三度鳥の羽音して掠めける程に助市刀を抜きさま仰
に切付しに手ごたへしてさつと血の落掛りける故其邊を探
り見れば大なる鬮一ぞ切落してける後日の證據にもせまし

と持歸りけるに乃夜は明方なり其翌晚より助市聊風の心地
して煩ひけるが夜半過ぎて助市くと戸外に呼聲す何物ぞ
と急拔追取出でけるを助市の母も聞つけ紙燭して立出たる
に何物とはえらず眼の光きらくとしたるものと助市取つ
まくりつしうんと刺たる音に怪物は逃失せけり此母も健な
る女にて兼て信心堅固に肌の守りに太神宮の御禊を所持し
居れば斯る奇特にてもや助市運つよく組勝たらんと物語し
けるとぞ又一夜其脊門に立掛し唐竹一束を手もなく拗折あ
りし是も怪物の仕業にや老鴟の能くも天狗にばし化たるな
るべし此助市江戸にて泰清院様貴恙いと大漸に被遊御座
御家老衆を始め御夜起あり因て御目醒の夜食を差出せしに
或御家老衆食ひ仕舞て箇様に鹽の辛き物を能くも出せしな
時もこそあれ上様の御夜起に庵末の仕方なり庖丁人何某

助市怪鳥の
翮を切落す





助市夜妖物と
組合ふ



勤たりや御納戸奉行屹と念入れよと叱り置べしといはせらる御納戸奉行助市を呼出し已後屹と念を入るべし大形なりとの仕出合なりといひ渡しけるに助市承り夫れは御家老衆の仰にて候哉扱々歎ケ敷事を承り候殿様御大切に御なり被遊候へば明暮御快氣の事をのみ存じつめ食口に入て甘苦も取忘れしに此涯になり鹽加減御沙汰近頃笑止に奉存候然ども我職分に不叶事候得者御役御斷可申上候間此旨被仰上可被下と苦りきりて申により御納戸奉行相慰め此場にて左様に火急は不入事と再三申聞候得共助市固く申切候間さらば申上べしと有筋御家老衆へ言上せられしかば後悔ありて助市心入殊勝なりと褒られ御斷とありて助市も畏入落着しけるとぞ太夫も速に下言を納てその過を謝せられしかば難有事なるべし

山崎三右衛門鑿狐穴

いにしへは人智の知るべからざる物洪むね神と稱ふ禽獸亦然り虎を畏神といひ狼を尾神とあるがごとき是なりさらば狐狸の屬にして又なく靈なる人間を魅すが如き人の智にてはいかゞして誑すにやと其理は知り難し或人の云へらく狐狸の人を魅すには彼その毒氣を吹かけつゝ人の正氣を撓まして後その虚たるに乗入るなり其毒氣の身に觸るゝや譬へば不淨を嗅がごとし不淨の直に身に附くにあらねども觸近づけば其臭の身を襲ふがごとし不意に狐に遇ふものゝ身毛の四豎は其靈氣に觸るゝが爲なりといへり今はむかし西田村に山崎三右衛門といへるものあり三右衛門迄は土陪臣なり籍某と稱す山谷山郷宇宿村の墾圃といふに歳々粟を蒔種りしが其畠の側に狐の穴ありて一年自生の西瓜の蔓はへり三右

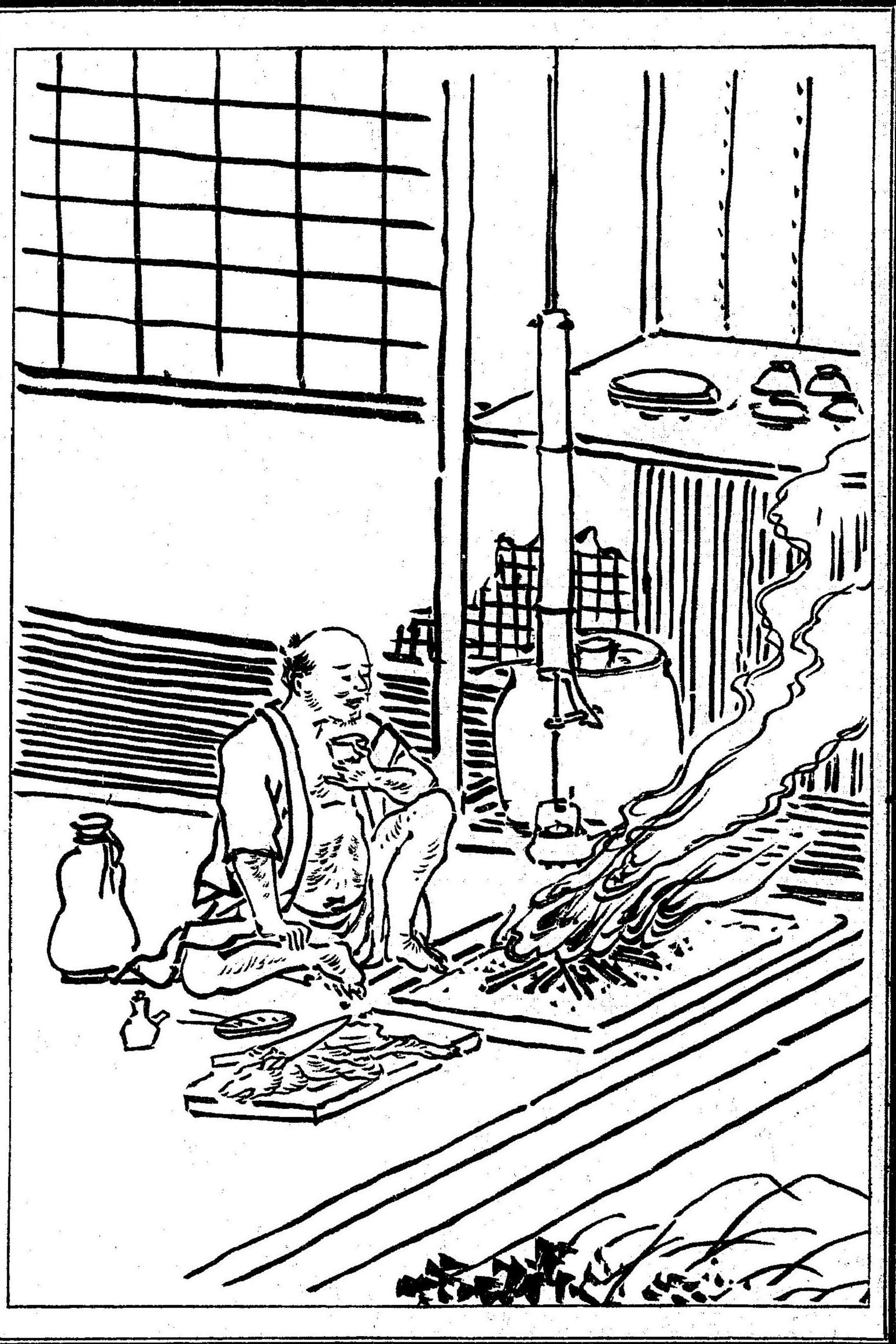
衛門粟の草芸ん時喉潤しにせんと肥壅などし娛と見當居し其西瓜の成實三四故と作りしよりも見事に大きく且に熟なんとせし程に一入輯養し圓くなさんとは床直しなどしつゝ折しも粟の草取は陽炎の天汗も漿なして夏畦よりも病て頃なるにかの西瓜熟あがりぬらんを力に飲水の貯もせずて墾圃に芸鋤提げつゝ行て毎の如く西瓜を打見ればあな不思議西瓜の蔓冬枯の解葉のごとく枯あがり西瓜は老翁が面なす皺み腐れてけり三右衛門素て性急なる上げふは茜色の熟西瓜旨からう喫あき残りは持歸りよき土産にせんと津々呑したるに相違しければ南無三誰がまわざかと詈りつゝ見をれば本蔓の狐の穴に延かゝれる所よりふつと嚙切てぞ枯たるなる三右衛門いよく腹立てやをれこは狐めがまわざ御座んなれ奴人の畠に穴堀りそこら粟蹂躪て悪しと思ひな

がら忍びをりしにこの日頃子の如く育てし西瓜の蔓咬きりけふの娛みを寒すのみならず我が喉を熬附する奇怪さよおのれ今におもひまらせんと獨言して馳歸り山歟鐵手子振りかたげ行て狐穴を縦横無碍に堀崩しぬるに一間計りの所に至り穴廣くこしらへ傍の棚の様なる所に狐の子二疋居並び母狐はみえず三右衛門いらつて吾西瓜の蔓咬切りしは奴等がまわざなめりと持たる山歟を蜻蛉に振あげさま二疋の狐の子こんともいはず打殺し心地よしと持歸り兼て買つけの焼酎屋に馳込み偽りいふやうはたゞ今無據客人あり焼酎五盃計先掛さきに遣り給はれと請ふ此焼酎屋兼々三右衛門が強飲に數度の買掛未進あれば主が妻をれ程の焼酎掛さきには遣難しと云三右衛門さらば此にて肴計給はらん圍爐居かし給へと狐の子を後足より二に引裂おかくと火に炙る

主が妻あやしみ何せらるやと咎むれば三右衛門まかぐの
わけある狐の子なり一盃は飲せられよと云にぞ妻大に慄き
やれくけしからぬ事哉早々取あげ出去られよと云三右衛
門焼酎なしには罷られぬと片手に一疋の狐の子を提げ居れ
ば妻は急ぎ刀自にその甕壺より五盃でも十盃でも早く量
て遣りやれとせき立て刀自土壇に酌込めば三右衛門は辱し
と壇と狐の子を左右に提げ立出で我小屋にて狐の子を黒焼
し焼酎二三盃の肴とし舌だきして喫たりけり扱粟の三番
草とらんとて再び壇圃に立出ぬ此圃の上の壇は田毛村の百
姓が畠にて是にも二人づれにて粟の草引にと來りける其中
一人下の壇を覗き視しにかれての知人三右衛門もまた草取
をるに後の方に黄毛の古狐起つ偃つ腹匍つ狐媚ぬる程に何
するにやと怪しみ息もせず身を潜めて目もりつめたるにそ

の狐三右衛門に近寄るかとしては飛退き又這かり尾を振
り息を吹かけ杯するぞと見えし側に生たる藁吾の葉を頭に
戴き落れば復取いたゞきつゝ果ては芒の穂を二三本前脚に
持て人の如く立行き谷山の方の堤の上に登り三右衛門に向
ひ何か物いふが如くなるを三右衛門はいと物うれしき體
に慄だちて狐に列添ひ行く上の壇より覗き居たる百姓堪ず
たまらずそれ狐ぞ三右衛門魅さるなど喚き掛しかば狐は其
聲に驚き堤の左側の谷底さまに汰落てぞ逃失せける三右衛
門は猶も列添ひ行かまくするを田毛村百姓馳行きて引と
めたるに三右衛門は只茫然としたる貌なれば田毛村の二人
介抱して三右衛門を列れ歸り家内の者共へかくと物語し養
生しける三右衛門日頃強彊の資ゆゑ程なく本性に立復り夢
の覺めたる心地すと云程に壇圃にていかにして誑らかされ

三右衛門 狐の子を
肴として焼酎を飲む



三右衛門の友
遥に妖を知て
呼醒す



三右衛門女
道の案内せん
とき



しやと問ふにおのれ粟の莠除きつゝをるに數回身の毛たち
て左右の腋下俄に火の着くやうに熱りたちぬる頓て堤の上
に青傘さしたる十八計の處女色清らかに眉目よきがあら
こちらと道迷へる體しておのれに向ひ妾は鹿兒島へ歸り侍
りしが天神谷の近徑をたどり参りしに道ふみ違て候あはれ
おぬし道あないし給はんやと輔笑て頼み掛けし程によき得
ものにこそと俄に恍惚と春情を發し列れそひ行きそにて
口説落さんとうれしく立ちあがり歩きたらしに遙なる上よ
り何か聲勵しく呼かくるを耳底幽に聞きなして乃て夢の覺
たるがごとくにありし也と語りけるされば妖狐の靈なるも
三右衛門を魅すに專にして田毛村の百姓密て視視をるは得
さとらざるにや其頃は八月始の事にて陽明白晝の事なるに
此老狐三右衛門が後より匍すはひつゝ息ふきかくる様せし

時おのが毒氣を三右衛門に移せしにや狐狸の症は必腋下に
熱ありなどいふも人の肘腋の際にその蠱毒を傳染しもの歟
老狐が其子殺されし怨報いんと構へたれど三右衛門が猛悍
の性により速にその妖を脱れしにぞ是親の實説なれば怪談
の一笑を認侍りぬ

魑魅魍魎話

文化の四とせ水無月二十日あまり霧島可愛峽の温泉にまぬ
りなんとす吉野の御馬城過ぬれば越わぶる夏野の道も牧の
駒いさむつな手に引れこそゆけ白銀坂難哉白銀險雲霧遠此
間遙聽飛泉注遠看栖鳥遠溪深落葉厚樹密薜蘿斑翠屏通幽徑
崎嶇不可攀脇本村にて坂一越てわきもが本結のうちたれ髪
ははやひなびけり柁木あはれみの千ひろの海に朽もせぬい
は樟舟の柁木なるらん小田越を田笠をば着れとて日身の身

の汗に雨とぞぬる、夏の小田越氣色の杜名のみこそ今は、けしきの杜ならめよ、の言葉の跡をだに見む元の尾にまかて着ておとくがやつこを送りて、聞説温泉霧島阿深山六月雨滂沱浴來不啻消炎毒、應識清吟愈舊痼といへりしを思ひ出て「夏まらぬ山のかひある出湯には身のいたつきも洗ひすてけん爰に踊郷の福永助十郎が子孫そのかみ家の縁にしを去たひ種々の土産ども手づから持來りて訪ひければむかしをばおもひ越路の家づとに心をかけて問はるうれしさ扱こたひは兼ておほせ承りし成形圖説のうつし畫になすべき本草の奇なるを取得よとおほやけよりの案内者同じ郷なる金右衛門てふ翁おこしたりこの翁は霧島山に二十とせ餘り起臥したる山人にて霧島の山中に在りとあらゆる本草はいふにや及ぶ禽獸まで諳に覚え知てければ御獄人參鳥鳥蘭などいふ

草ども採り得させつ又一夜此山中にてあやしきこと見聞し物語させけるに金右衛門ある細谷川を渡るとて一の圓石を獲たり大サ鶏卵のごとし持歸りて磋磨におのづと澤を發し桃花色の上に美しき文理現れ出づそれぞと思ふ人にいかなるものによと質し侍れど何てふ玉と名づけ知れる人なしなど様々のめづらしき山中の物語に夏の夜の明やすきを覺えず丑三をも過しければ斧の柄も朽ちずやはある高千穂の山に年へし老が世がたりその中に所謂山童の事語りけりかの者は神通を得たるにや其聲を聞てその形を見る事なしかけれども此二十餘年山を吾家となし侍れば數回見て候形は獨狗の如く四ばひに歩みて只尻尾眞白く常に毛を豎て其大さ身を掩ふほどばかりなり高き峰より遠き谷底など臨す時溪蟹を拾ひ食ひ又夜は檜實椎子を求りすむ者にて候おのれ猪



栗原郡踊郷の金右素門
霧島山まで月夜山獐を
射むとき



待にまぬり翳に鐵炮搦て待居し時十六夜の月樹間より照來り明かなる事晝の如くなるに狙ひ待つ猪鹿は過らず例の山童こそ出て來りたれ鐵炮は眇看居つやをれ射斃して觀ものにせんと火繩とりて挾むに山童疾みとがめけるにや雷なす二聲三聲山も崩るゝばかり喚き叫び行くかたゑらずなりし事の候世に高聲して耳の控るを山童の如しと申せば其ころの火急ほどはおもひ遣り給へとぞ物語ける皇國の古文に山雷の神あり神武記に薪名爲巖山雷と見え後に木魅山彦といふものなるにや神異經云西方深山有人長尺餘袒身捕蝦蟹以食名山獐亦作山獐史記五帝注云魑魅人面獸身四足好惑人とあり皆是山童の屬なり其人面獸身四足ありといふにて金右衛門が説と暗に符るをも一の奇談といふべき也又川童と云者あり書記水神曰罔象女とみえしは古事記の彌都波能賣と

同じ彌は水にて都波は面と通ふ今加都波といふが如し加は即川なり西州にて川童と呼ぶ山童に對へし言にや字書に魑魎水神如三歳小兒赤黒の色なりといふ是なり此もの又靈にして形を隠し輒く見えず鹿兒島冷水の邑は正平年中の文書にも載せてこの地清冷の出泉あるよりその邑の名に負けせしなるべし其水源大なるは北郷某が宅よりし中なるは星山ヶ園に出で又小なるは五代氏が莊より沸き流れ共に御用水とはなれるなりその水道山岡に洞を鑿て迂回して金城に入る爰に長田某といへる少年あり力飽まで強く相撲をとりて一郷中の手に餘り其容貌は小仁王のよく荒れたるが如し山に入りて雉兔を獵川に出ては魚鼈を捕ふる事を日々の遊び戯れとし狐狸を見ること猫犬よりも侮れり此長田某一夜御用水の洞に入りて右に菜刀を提げ左に炬を燃し鱗を捕らへ

長田某夜御用水の洞
よ入て川童の群集よ
遇ふ豈に所謂川童
新婦逐の時也



近隣より長田が呼まる
聲は驚き救はんと馳はく



て腰にさげたる魚籃に納れつゝ乃一の大鱸を菜刀にて斬り
つけしに長田が背より物ありてひたとかゝり着しゆゑ菜刀
にて切らんとすれば又ひとつ足に抱きつき又片足にも抱付
く程に走て洞を出て格闘こと數刻力折て助けよと呼ぶとき
人々何事ぞと馳續き見るに某息絶ん計りに悶苦しむを家に
列れ歸り解魔師などを召寄て呪ければ十四五日計して人心
地つけり又五代某山ヶ野金山に行てある日山に登り山雞を
射しに射て中るとひとしく物あり頭より股間に飛掛りく
附廻り搔着く其迅速こと目にもかゝらず急抜を抜に違なく
閃電くとして物の形狀を視留がたし終に一丈餘の壑に仆
墜居たり郷人ども尋ね來て扶起し旅宿に歸れるが是亦一七
日計は煩懣て人事を省へず後に本復して其郷人に聞けば壑
に陥て絶息し居たるをば脊負て歸りし始終を聞て其身始て

驚きさて云々の物に遇ひたる時是非に刺留んとせしまてを
覺えたれど其後の事は夢現辨ずその時着たる衣服などは散
々に攔裂れ身にも數創の爪痕利刀にて突切たるがごとくな
りき又この五代長田兩人共に身舉て魚腥くさながら魚肉に
染しに異ならざりしとぞ又知覽郷持室院の湛龍といへる眞
言僧祈念加持の經驗ありて一郷早魃の時郷人の請にて雩法
を行ひ雨を降らしけるに河伯を呵責するの事あり此僧極め
て般若湯を好み狸々も愧を抱く程の強飲なり或日沈醉して
臥したるが何物とも志れず湛龍をそのほとりなる川中に列
れ行き一の窟の中に座せしめ左右より指こそぐる湛龍醉を
醒し遁出んとすれば手足に纏ひ附きいよく迫ぎかくる湛
龍せんすべなく默禱して唯不動の眞言を誦して冥祐を念ず
物も亦その口を眞似するが如くし暫くしてあれば物皆散失



五代某山中
雉を射て魍
魎と組合ふ



僧の湛龍酔中
水虎カッパは勾引カドさる



湛龍水虎の窟アノ中に
苦クしめらさ密呪ミツクサを
誦ウタへて災難アザナヒを
免マカる



せぬ是火界密咒の功德なるべし湛龍窟中を這出て寺にかへりたれば惣身甚魚臭て鼻を掩ふ洗水浴湯する事三五日漸く其臭を脱れたり湛龍は我河伯を呵責するの法を修せし故渠吾が虚を伺ふておのが淵藪に引入れし事を察し益々法力を勵しけるとぞ以上の三人は今猶現存の事にてすべて川童の爲に惱まざるの實説なり又坊津に在りし時一夜嘖たる怪聲を聞侍りし其里人のいへらく是川童なるべし折節海濱に出て甲介の類を拾ひ食ふ但し獼猴若し是を見ればいかなる深淵水底といへども逐窮て必捕へて死に至らざれば置かず故に白晝には出ず人間の眼に見得ずして獨り獼猴のみよくその臭を聞て猶其所を知ること妙也と語りぬむかし龍伯公の御時川邊郡伊作郷西福寺普光和尚なる者肥前五島の大安寺の住持たりしに河伯より水劍といふものを授かりしこ

となど多けれど事長なれば別冊に譲りぬ

風俗一新總是君恩

慶長中 宰相侯 黃門卿再び征韓の役に赴き給ふや本田六左衛門正親鎌田出雲守比志島紀伊守山田越前入道新納武藏入道町田出羽入道長壽院盛淳等に留守官を命じて軍國の政を關らる然るに朝鮮の勤戍十年に向き長軍旅なれば跡に残り留るものとは婦女と少年の輩にて婦人は守活孤孀處女は既に過嫁時ものみにて雨に咲き風に散りぬる櫻花常あらば世にかくは愛ましとは盛あれば頓て衰ふることの常にして人平生に青年美麗の容顔あらば誰かは少壯の色を悦ぶべき一たび盛り一度おとるふるにぞ色をたのみ習とは知られける或は在陣留守に朝鮮よりの書状よみなど後々は何となく酒宴を催し長座に及び或は墻を穿ち壁を鑽て彼地此地

征韓の時朝鮮より平
安の消息来まきバ宿許
までハ酒酌て互に相賀
ひける然も後ハ留
守の状よきに長居
一 淫酒乱舞
成たる不



に汚穢淫亂の風俗あるよし老臣密に聞付たり諸老は臣等留守の重任を承りながらかくて風俗惰弱に流れなば是皆臣等の罪なり風俗を維持するは躬ら先んじ自導にまくはなしとて俄に己れくの衆中家來が大鬢を押下し襦袴は脛半切に裁て専ら質朴の風貌をいたし律儀懇懃を勤めさせ第一飲食を菲し酒色を戒しめ若し令を背くものあらば親疎男女を擇ばず罰を三族に及ぼすべしと嚴敷申渡し晝夜察事卒を巡し警たれば一人も法を犯すものなし仕家子ども衆是を見聞き本より早雄人薩男の氣質なればやおれ今國老等が分としてさへ禮讓を守らせ酒色を禁ず吾郷黨の面々風俗倘不行迹の聞えに逢ば未練怯恒の至りなりと各我と勵みあひ風俗正しく立ち直り肄業事の間暇には山坂の達者海川の水練まで心掛け朋友同志互に懶惰を諫争ひ信義を結び自然と婦人女子

を忌嫌は蛇蝎を惡むに似て道路に美人に逢へば身不潔の及ばんとするが如く避遠りつゝ若又利根を謀せ權門勢家に押近きて媚諂ひ女色を評論し衣食を吟味せしなどいふものあれば速に交を絶て郷中を放し專任俠を事とし質素を尙び美服盛膳を以て耻辱とし鬢髮も耳の上に剃開などして辛苦ければ淫亂の惡風自ら變じて古樸の善俗とぞなりたりける此等の俠客少年を世の人目て兵子と呼名せしは此時よりして始りける兵子てふ文字は漢の張飛傳にみえて兵家の子といふことなり然どもかゝる出處を取れるにはあらず兵子はあて字にて部屋柄子といふを省きける言にぞ扱此兵子風一變して後容氣狂簡の弊を引出して或は無禮を作きて強矯と心得違ひ鬪狼怒争をなすを勇猛と見誤るの惡風に流れぬるは兵子偏固の末流なり元祿年中横山長右衛門といへる者の日

朝鮮苗守風俗情弱
は流きたち國老の面
嚴お法度を立ぬる故
士衆中鬢毛を剃
下衣袴を短く裁て
好也風を止さるる



女童俄の大鬨
額剃落鬢を
見て笑ひ罵る



記を見侍りしに平の馬場の二才朋友十二三の頃より兵子をたて女の交淨璃理小諷三味線煙草のむ事を嫌ひ候て午頭二才になりては猶以て禁物なり二十歳にて角入し二十三歳にて前髪取の御定にて候然ども年生より更て律儀に生立申候間角入前髪取御免可被下旨親々類近所衆書物に小組頭次書を以て奉願御與頭内見にて其後御家老衆御見分被遊勢大きく有之人は相濟み勢小さく候得者一度にては濟まず二三度程六ヶ月置て申上漸く御免有之儀に候年何程と御尋も無之尤申上候ても小男の人は内々にて申上候夫ゆゑ小男は十八九歳午頭又は二才に成り申候午頭は耳の上三五六分置き中剃いたし額髪短く口尖りは大きく中はさみ仕髪も少々二才は絲鬢にて耳の上毛もなく中はさみ太くそり候故上には髪毛一わたりのみにて候大は取りし髪は結ひがたき

故に時髪にて候と見えたり此鬢の細きは亂國の餘風にや武州木根川東照神君の御畫像また武田信玄三十有餘の影杯見しに皆絲鬢にてぞありけるさらば二十歳にて角入し二十三歳にて前髪取事とあれば短命の者は一生今の兒様たるべし後々は早くも二歳になして御奉公俸戴かせ申すべしとて十四歳よりも前髪とりぬむかしは兒御小姓杯は二十九歳にて前髪とりし事恒なるが其外に十三四より御扶持取は稀なりしとぞ百年前の風俗かく革りてければ上の俸祿を受る者幾萬倍しるべからず大むかし此本藩は阿多大隅の隼人として強悍て動もすれば皇化を隔などし山野の田獵くら禽獸を殺す業好みける習俗ありぬるほどに熊襲の大隅隼人の薩摩など稱へける熊とは熊蜂熊鷹などの熊隼人とは早男にて其勇猛なるを以て呼ひの若者など思へるが如く其敏捷なるを稱ふ

少年壯士学文武藝
志一義を重んじ行
を正敷き



二才中任使を
尚ひ酒色を戒
め道は女列は行
會見する事をさし
嫌ひ傍方より避き



尊卑長幼の禮を厚く
一老を敬ひ師を隆ぶ

へ
俠客の習俗中
あり
変して又客氣
粗
簡の弊を引出し
横暴凌轢の悪風
を流きたるの
光景



辭なり其餘風文明の世に及びてもあとなく水土のまからしむる横厲凌轢の氣を負ふことに成りたてるゆゑに世々その惡風を矯匡の法律を出されぬ天和年中の禁條に曰く
毎度被仰出候得共於于今緩に有之候條又々被仰出候當所若き者共頃日彌風體惡敷或は月代の致し様額の取り様別て見苦敷或白頭巾に文字を書きちらし又異様の頭巾など大勢一様にかつぎつれ或は衣類の着やう刀の指様惣て作法惡敷或は路次屋敷をも不嫌竹鐵炮を打込み無用の處に高聲を舉げ何の所作有之共不相見徒に夜白行廻の條不届深重被思召上候殊に御代替の砌にて御座候所仕置大形にて右通有之様に相聞え候得ば旁以て不可然儀に候間自今以後萬事行迹言葉を嗜み學文武藝に心掛け傍輩寄合懇懃に仕り風儀可有改旨急度可申渡候於其儀者面々與所へ召寄嚴敷申渡置自然仰出

の趣相背候族有之候は、曲事可申付旨被仰出候

天和二年戊二月五日

とぞ見得たる是 寛陽公より 大立公へ御代讓らせ玉へる時にて舊染の弊俗を一洗し給はんとて 大立公の時諸の武藝の者をも登薦して士風を興起せしめ給ひ猶も世を尋ていよく嚴に賊鬪諍論を禁止し黨を結び公を掠むるの姦宄を刑罰せられ尸官素餐の徒漸く首を締め冠を彈き義を扶くるの吏朝に進みて風俗一新せし者は誠に君上光大の恩徳にして文明融洽のいたす所なりざるを井蛙世界の量を測らざれば文武の藝共に我藩の俗に如くものなし鎗劍の術我俗に勝る者なしなど自任して他を短るものはいまだ都會の盛なる天下の廣きを見知らざる者の私言なり足利氏權を失ふの頃は關市の征旅緩にして吾藩人或は浪華に遊び京師に入りて

中國四國の道路を諳んじ都鄙殊俗の言語にも通じたる程に軍を外國に出され兵を他邦に備ふるにもその人情水土を審に量れりとぞ然るに世既に一統に屬し符驗なければ匹夫も關門を過ること難く薩奥邊陲旅客の往來なきの所は京師都會の地を踐まざれば生涯天下の廣きを見聞かず一國の野様を免れざるのみならず僅に九州の地にして言語通ぜざる事多し或者江門において犢鼻褌を求んとて吳服店に行てまはしのきれを見せよといへば店子訝りてそは荒物屋にて尋ね給へといふ程に遙々日本橋の荒物屋にまかて、亦まはしを買んといふに摺木を出せしかばそのもの大に望を失ひし事あり犢鼻褌の舊名はたふさきといひ又まわたしといひけるを省きてまはしと呼名せしゆゑ今は他國にては通稱せずかゝる類甚さはなりされど質の聰たる者はおのづから五方の

言語に通じ事に臨みて躓かず學問讀書人も質聰ざれば一文不通の人に劣れるもあり古人學問を好み古好文といふは故事を辨へ文字の讀めるをば專にせしにぞ文學に暗ければ文盲にて質聰たるも智を施しがたし又本藩にてある貴人の館に招かれしに朗詠集の源の順が十八公、榮霜後露、一千年、色、雪中、深、といふ聯を掛られたり同列の者文盲ながら十八公などの字位は讀める男にて此句は目出度柱かくしにて候唐の董其昌が筆などにも候はん哉と問ひ參らせたれば主人の曰くまかと知れぬが米元章などにてもあるべしと答へらるゝに右の男何と申す句からにやといふ主人の申されしは十八公榮霜後露と讀なり十八公とは松の事、松の露は茯苓にもなり千年しては琥珀にも化ものゆゑかく作りしならんとさる醫師の申けるよしいと細々と答へられしいかなる草澤醫の



或人荒物屋より行きやう
 を買はんといふ屋の女
 大摺木を出せし故所を売
 たる所

江戸
 日本橋

當座のまかなひにばし欺きたるにや願も外る、計の事と語るを又一人の申けるは露の字にはさまざま、絶倒の事多し或入木道者漂着唐人に字書きて見するとて露滴蘭叢寒玉白と云句を書くに露の字を楷眞に露と書きて示せし程に漂着唐人もあきれて筆跡は見事なれ共字性は分かりかねましたと通事にいはせけるとぞ兼て露の行書は兩冠に足扁して水を書くなれば眞になほしては水なるべしと擬書せしなり日本人ならばさまでの耻ともならざらまし異國のものにかく文盲なるを自負して示しなんはさぞ野國と見さびられん示さるにはまかざる也是は又書生の上なれば強て咎むるに足らず儒學者など覺えしが今の清の事を大清とかき清人を華人など、筆にも記し我國の人をば却て倭國倭人など書くは誤なり今の清國となり明の事を大明と書こと曾てなき例な

り又琉球人とも他國人には清の年號を用ふとも本藩に書てまねらする額聯などは更なり其字寫すにも都て我朝の年號を用ふること禮なりざるを乾隆嘉慶等の號題せるをば我藩に禮なきのみならず名分に乖く事大なり唐などにては外國より來朝し又は漂到せるものには皆以て當朝の年號を書しめり若外國の人唐の年號を用ひては我君に無禮おもへとば甲子のみを書けること、ぞさらば琉球たとひ清の正朔を奉ずとも吾藩に來ては本朝の年號をこそ用ふべきを琉人文盲にて、時處位の辨なく本藩にても清の年號を書くなるべし或人時處位といふを解て語りけるはむかし沖繩人が大家に朝せし時或知邸の此方の知邸に琉球國はいつの頃よりか服従給ひけるぞと問ふ此方の知邸知らざるにや又は秘すべき事と、やおもひけんか、ることは屋敷に司存のもの候ひぬ吾

輩は知る所にあらずと答へぬその知邸他日傍の者に琉球の薩州に來朝せる權輿どもは大かた知りそふなに廣人の中にて問ふ者さへ耻かゝせしと笑ひける常の人に處しては知らざるがよし知邸の位たらば知らざらんは時の耻なるべしと物語れり或人曰不文を非るは村學の偏見なり民は文字を不識より善きはなし西土の治りがたきは文を弄ぶの弊なり其言に曰桀紂の暴君は臣として弑するも罪なし薄惡の風一たび備を作し天下口實とし其王變姓常とす我東海道常陸州の民最治りがたしと稱す其の民文字を知らざる者鮮なく上の令する所少し意に愜ざれば利口を吐て嗽訴する事絶えず職として文字を識るに由れり今の部官岡田氏吾薩藩の農民一丁字を識らず邑に一揆の亂なく速に上命に走るを聞て曰く誠に結繩の遺民なり宜なる乎字を識る患難の本と嘆嗟せし

とみや

倭文麻環卷之四

倭文麻環卷之四
終

213
460

